其校に留置せしめたる事實、又は幼年者を退校せしめ若くは轉校せしめたる事實を証するときは、之を以て右証書に記載したる事項の事實なるを証するものとす

校則違反者の處分

第二十五條　認可工業學校留置中に係る十年以上の幼年者にして、(在校中と保釋中とを問はず)放意に校則を犯したるものは、本法違反の罪を以て論し、之を撿事若くは司法官の即決裁判に附し、以て十四日以上三月以下の禁獄に處し且之に懲役を附加することあるべし、此場合に於て右撿事若くは司法官は幼年者の禁獄期限經過の後は之を認可感化學校に送付して爰に留置すべきことを前以て命令することを得、其留置期限等は總て以多利第二十一、二兩年の法律(愛爾蘭感化學校奬勵法と題する)に從ふものとす

脫校幼年者の處分

第二十六條　認可工業學校留置中の幼年者にして(在校中なると保釋中なるとを問はず)學校を逃走し、又は歸校を避けたるものは、本法違反の罪を以て論し、留置期限經過前は何時にても捕牒なくして之を捕ゑ、以て犯罪地又は學校所在地の撿事若くは司法官に之を引渡すことを得、且撿事若くは司法官は即決裁判を以て犯罪者を學校に引戻し(學校管理人の費用を以て)以て脫校の當時尙殘留する留置期限間之を留置せしむべし

脫校犯罪者にして年齡十年以上あるときは、之を撿事若くは司法官の即決裁判に附し、其意見に依て幼年者に歸校を命することなく、更に十四日以上三月以下の禁獄に處し之に懲役を附加することあるへし同時に撿事若くは司法官に右禁獄期限滿了の後に幼年者を認可感化學校に送付して爰に留置すべき旨を命することを得、其留置期等は總て以多利第二十一、二兩年の法律(愛爾蘭感化學校奬勵法と題する)に從ふものとす」

脫校敎唆者の處分

第二十七條　左の數項に該當するものは本法違反の罪を以て論し、撿事若くは司法官の即決裁判を以て二十磅以下の罰金に處し、又は撿事の意見に依り二月以下の禁獄に處し、且之に懲役を附加することあるべし

(一)　直接間接を問はず、認可工業學校留置中の幼年者に對し、脫校犯罪を保助したるもの

（二）　直接間接を問はず、幼年者に脫校を敎唆したるもの

（三）　脫校幼年者の情を知りて之を藏匿し、又は幼年者の歸校を妨害したるもの

大藏省の出金權

第二十八條　大藏省は議會の定めたる費目の中より、認可工業學校留置中に係る幼年者の衣食費として、內務大臣の指定したる金額を、何時にても支出することを得

幼年者の父等の出金

第二十九條　認可工業學校留置中に係る幼年者の父若くは繼父等にして相當の資財あるものは其子の衣食費として每週五志以下の金額を納付すべし

父等の出金を命ずる令狀

第三十條　工業學校視察官若くは其代理に於て幼年者の父に出金を命ずべきを出願するときは、幼年者の父若くは繼父等所在地の檢事若くは司法官は何時にても之を召喚して右出金に堪ゆるや否やを調査し、其堪ゆると認むるときは　右父等に命令を發し、以て幼年者留置期限の全部若くは一部の間、每週五志以下の金額を右視察官又は其代理に納めしむることを得

出金令狀には出金義務の期限を明記し、且更に令狀を發するまで出金義務の繼續すべきを揭載すべし

斯る出金は大藏省の負擔を輕むるに由り、同省の命する通り右出金額を報告すべし、若し此出金額にして大藏省の支辨したる金額に超過するときは其超過額を學校管理人に引渡すべし

總裁は其意見に依り斯く命したる出金の全部若くは一部を免除することを得

出金命令を受たる人、又は工業學校の視察官若くは其代理より、出金命令の變更を請求し來るときは、檢事若くは司法官は何時にても必要に應して出金命令を變更することを得．但斯く變更するときい變更の請求を受けたることを十四日以前に告示するを要す

十六年以上の未成年者は留置することなし

第三十一條　年齡十六年に達したる未成年者は未成年者自から書面を以て留置を出願する場合の外は、之を認可工業學校に留置せしむることなし

幼年者を轉校せしむべき總裁の權

第三十二條　總裁は何時にても幼年者をして一の認可工業學校より他の認可工業學校に轉校せしむることを得、但轉校の爲に幼年者の留置期限を增加することを得ず、又轉校せしむべき學校は最幼年者を留置したる學校と同一宗派の學校に限る」

大藏省は本法に依て轉校せしめたる幼年者の移轉費として總裁の指定したる金額を議會の定めたる費目の中より支辨することを得

幼年者に退校を命ずる總裁の權

等三十三條　總裁は何時にても幼年者をして認可工業學校を退校せしむることを得、且本法以外の法律に依て設置したる工業學校にして、其校則は總裁の認可を要するものある ときは又其學校より幼年者を退校せしむることを得

總裁の認可狀取上權

第三十四條　總裁に於て認可工業學校の狀態に滿足せざるときは何時にても自書したる通告書に明示したる時日より認可狀を取上くる旨を廣告することを得、但取上け時日は通告書を發したる日より六ヶ月以後なるを要す、此時機に達したるとは認可狀を取上たるものと認め、學校は其日より認可工業學校の資格を失ふものとす

認可狀の返上

第三十五條　認可工業學校の管理人若くは其代理に於て其校の認可狀を返上せんと欲するときは、其旨を記したる願書を總裁に差出すことを得、其願書を管理人より差出したる場合は、總裁の願書受取したる日より六ヶ月以後に於て、代理人より差出したる場合は一ヶ月以後に於て右認可狀は返上せられたるものと認め、其學校は其日より認可工業學校の資格なきものとす

認可狀の取上及返上等の廣告

第三十六條　認可工業學校より認可狀を取上け又は返上せられたるときは總裁の命令に依り一ヶ月以內に其事實を「ダブリン、ガゼット」新聞に廣告すべし

右の廣告を揭げたる「タブリン、ガゼット」新聞を提出するときは、之を以て右取上げ又は返上の事實を證するに足るものとす

右取上又は返上の事實證明せらるゝまで、認可狀の効力は繼續するものとす

幼年者入校の停止

第三十七條　認可工業學校の管理人は、認可狀取上の通告を受領し又は認可狀辭退の願書を差出したる日より本法に依て送り來る幼年者を學校に受取ることを得ず、但右通告を受け又は願書を差出したる日に於て、既に學校留置中に係る幼年者に對しては右取上又は返上の効力を生するまで、又は留置幼年者の衣食費として議會の定めたる金額消費し終るまで學校管理人は右幼年者に衣食を給し以て之を敎育すべき義務あるものとす

留置幼年者の退校

第三十八條　幼年者を留置したる學校にして認可工業學校の資格を失ひたるときは、總裁の命令に依り右幼年者を退校せしめ又は他の認可工業學校に轉校せしむへし

附錄雛形の用法

第三十九條　本法の條款を實施する爲に發したる召喚狀、通告書又い令狀は、單に形式を欲さゝる故を以て無効とすることを得す、本法附錄の雛形は事情に必要の變更を加へて使用し得るものとす

通知書の交付

第四十條　通知書は認可工業學校の管理人に手渡するか、又は學校若くは管理人の住所に宛たる郵書に托して之を送達すべし

以多利第十五、四兩年の法律第九十三章の適用

第四十一條　千八百五十一年の愛爾蘭警察裁判法は左の犯罪等に之を適用す

一　本法に依り檢事若くは司法官に於て裁判權を有する犯罪、出金及命令

二　本法に依り即決裁判を以て處分すへき犯罪、出金及命令

千八百八十一年の愛爾蘭感化院法

（維多利第四十四、五兩年の法律第二十九章）

愛爾蘭に於ける感化院の發達改良を圖るの必要を認め、爰に上下兩院の協賛を經て左の感化院法を裁可す

大陪審官等の出金權

第一條　郡若くは郡の資格を有する市町の大陪審官若くは「ダプリン」、「リメリック」市の市會い相當と認むる金額を定めて之を市郡より徵收し、以て之を左の數項に對して支出することを得

（一）　現在の認可感化院の改築、增築及再築

（二）　將來認可感化院と爲すべき校舍の建設及建築

（三）　現在の感化院の使用に供する土地の買收

（四）　將來感化院と爲すへき校舍の敷地に供する土地の買收

公債募集權

第二條　大陪審官及市會は、愛爾蘭總裁の認可を經て市債若くは郡債を起し、以て其金額を左の數項に對して支出することを得

（一）　現在の認可感化院の改築、增築及再築

（二）　將來認可感化院と爲すべき校舍の建設及建築

（三）　現在感化院の使用に供する土地の買收

（四）　將來感化學校と爲すへき校舍の敷地買收

公債證書發行の方法

第三條　本法に依り公債證書を發行して借上たる元金は、大陪審官若くは市會か、之を借上たる當時の價格を以て之を消却し、其利子は募集の當時定めたる割合を以て之を拂ふへし、且元利消却の保證として市會に屬する財產を以て抵當と爲すことを得

償却すべき元利金

第四條　大陪審官若くは市會か本法に依り公債證書を發行して金額を募集せんと欲するときは、先づ其利子として拂ふべき割合を定め、且三十五年以內に於て元金の全額を償却すべき方法を立て、以て其每年償却すべき金額を明示すべし

以多利第十、一兩年の法律第十章

第五條　千八百四十七年の委員法は、第八十四條を除くの外、總て委員の爲したる抵當物

に關し、本法と同意義にして本法の一部と認むべし、抵當物の預り主即ち公債應募者は、其應募額に對し元利金の支拂を請求することを得

右委員法中「委員」とは本法の大陪審官若くは市會と同意義に解釋すべし、

募集廣告

第六條　大陪審官若くは市會か本法第一條の數項に對して出金するか爲に、本法第二條以下の規定に依て公債を募集せんと欲するときは其募集すべき時日と場所とを其土地に行はる一個以上の新聞紙に廣告すべし、但廣告の方法は大陪審官若くは市會に於て取扱たる事務を通常廣告する場合と等し

募集條例

第七條　市會か本法第一條の數項に對して出金するか爲に公債を募集せんと欲するときは、臨時會を開きて募集條例を定むべし

認可感化院にのみ契約するを得

第八條　本法に依て公債を募集し、以て感化院に出金すべき契約を爲し得る場合は、以多

利第三十一、二兩年の法律第五十九章に依て認可したる感化院に限る

貧院の公債募集權

第九條　愛爾蘭貧院の委員は、既定の法律に依て公債を發行し得る項目の外に、大藏省の定めたる規則に從て、大陪審官若くは市會か本法に依て公債を起し得る項目に對しても亦公債を起して之に出金することを得、但公債金額五千磅に超ゆることを得す

公債償却

第十條　愛爾蘭の貧院委員か本法に依て募集したる公債の債却期限及利子の割合は千八百七十九年の貧院公債法第二條に依て募集したる公債に關して、大藏省の發したる千八百七十九年八月十六日の布告、又は大藏省が本法に依て定めたる規定に依るべし、右償却の期限及利子の割合に關する事項の外にして、貧院委員の募集したる公債に關する一切の規定は、（本法に抵觸せざる限り）本法に依て募集したる公債の上に之を適用するものとす、但貧院委員が本法に依て募集したる公債は、千八百七十七年の愛爾蘭貧院公債法第四條に依て募集したる公債と認む

土地家屋の抵當

第十一條　本法に依て募集したる公債を以て買收したる土地若くは家屋は、右公債の元利償却の爲に抵當物として之を認むべし、且公債應募者は其抵當品に對して他の債權者よりも先取權を有するものとす、（抵當物に課したる地稅及家稅幷に貸院委員が以前に負ひたる辨償義務に對しては此限にあらず）但土地若くは家屋にして他人の貸與に係る場合は、本條規定の爲に右貸與者の所有權を傷ふことなし

公債抵當物の保險

第十二條　貸院委員が本法に依て公債を募集したるときは、其公債の抵當と爲したる土地、家屋若くは財產に對して火災保險を附することを得、其保險を托すべき會社は右委員の撰定に一任し、保險金額は公債金額に超ゆることを得す、且右の委員は其保險を繼續せしめ、以て會社に拂込たる保險料を公債償却の抵當と爲し、之を以て公債元利償却資金の一部と爲すことを得

保証狀發布の權

第十三條　貸院委員か本法に依て募集したる公債の償却に就ては、議會の定めたる規定に依り委員の連署したる証狀を發して之を保証すへし、若し必要と認むるときは、右委員に於て償却力の確實と認むる三名の保証人を立てゝ之を保証すへし、又右の委員は公債に關する規定に依り大陪審官若くは市會と協定したる保證狀を以て之を保證すべし、以上の保證狀に記入すべき條件は、右委員に於て適當と認むる所に依る、且つ其保證狀には公債の募集額、償却保證人の姓名及土地家屋又は他の抵當物の品目等を記載すべし、右委員に於て斯る保證狀を發するときは、保證狀の副書を作りて之に連書し、以て之を「ダブリン」登記局に差出して登錄せしむべし、登記官若くは其代理は、他の證券を登錄する場合と等く、右副書を登錄し以て其登錄したる理由を登記簿又は其附錄に揭載すへし但此場合は登記料を徵收することなし

公債償却に關する補則

第十四條　本法に依て募集したる公債の償却に關し、貸院委員の連署を以て其償却を保證したる保證狀は其償却の確實なることを證するものとす

本法に依て公債を募集したる貧院委員は、其償却に必要なる總ての處分を爲し得るものとす

本條の規定は公債償却の爲に貧院委員の負擔したる負債を償ふ爲に必要の處分を妨くることなし

名稱

第十五條　本法は千八百八十一年の愛爾蘭感化院法と稱す

千八百七十八年の「グラスゴウ」幼年遊惰禁止法

（以多利四十一、二兩年の法律第百二十一章抜翠）

第三十條　は「グラスゴウ」市に認可工業書學校の建設を許可したり

第二十九條　は幼年にして一定の期限間貧院に入らんことを自から請求するものは、之を入院せしめて留置すべき職權を「グラスゴウ」貧院の管理人に與へたり、但幼者入院の請求は知事の目前に於て之を爲し、知事は幼者の入院適當なるを証明するを要すとせり

同法中他の條項にして「グラスゴウ」認可感化學校及認可工業學校に關して規定するものあり

千八百十二年の「マンチェスタル」會社法

（以多利第四十五、六兩年の法律第二百三章抜翠）

第三十八條　に左の規定あり「本法發布の後は、四月一日より十月一日に至る間は午後九時過きまで、十月一日より四月一日に至る間は午後七時過きまで、十四年未滿の幼年者を雇役するを許さす、但右幼年者にして、千八百七十六年の初等教育法第五條に依り、讀書習字及初等算術を脩めたる証狀を有するものは此限にあらず

第三十九條　は左に規定す「雇役とは如何なる物品にても之を販賣して利益を收むる爲に市街等に於て雇ひ用ゆるものを謂ふ」

第四十條　は左に規定す「本法に違反して幼年者を雇役したるものハ、即決裁判を以て四十志以下の罰金に處す」

第四十一條　に左の規定あり「幼年者の父にして、自己營業の爲に幼年者を使役し又は他人の營業の爲に其子を雇役せしむるものは、本法に違反して雇役したるものと認む」

第四十二條　に左の規定あり「幼年者の雇役に關する本法の條項は、本市の幼穉敎育會に於て之を實行す、但幼年者を製造所、工場及礦業に雇役する場合に關する法律は、視察官若くは其代理に於て之を實行す」

右視察官及其代理の職務執行を保助するは初等敎育會の義務とす

備考

第一　千八百九十一年の幼年監視法

「マッソウ」氏は其著「小兒及未成年法」と題する書に於て千八百九十一年の幼年監視法は私生の子に適用せずと明言せり

第二　千八百六十六年及千八百八十年の工業學校法

（トイチー）對法官「ハムブシーア」の訴件

本件は千八百六十六年及千八百八十年の工業學校法に關し、即ち娼妓若くは淫賣婦と共に止宿し又は居住する幼女の處分權に關し、重大の疑問を惹き起したる訴件なりとす、抑も千八百六十六年の工業學校法第十四條に左の規定あり「十年齡十四年未滿の幼年者若し左の數項に該當するものは、何人と雖も之を檢事若くは司法官に引渡すことを得」と而て千八百八十年の工業學校法改正法は、前記數項の外に左の二項を加へたり「(一)娼妓若くは淫賣婦の家屋又は娼妓等の出稼する家屋に止宿し生活し若くは居住するもの(二)娼妓等と相往來するもの」以上の二項是なり、訴願者トイチー（ボルチコウス居住）は去年十月三十一日を以て、千八百六十六年の工業學校法及千八百八十年の同法改正法に依り、同州の「スプリグボルン」に居住する幼女「アンダソン」に對して、召喚狀を發すべきことを自己の辯護士に托して「ハムブシーア」州の檢官に訴へしめたり、其訴願の要領は、右被告は年齡十四年未滿の幼年者にして娼妓若くは淫賣婦の家屋及娼妓等の出稼する家屋に止宿し生活し若くは居住するものあるに由り、之を裁判所に召喚して訴件へ答ひしめ、以て法律の處分を受けしむべしと謂ふにあり、而て辯護士は十一月三日を以て此訴件を提出せしと雖も、檢

事は被告に對し召喚狀を發することを拒みたり、其理由は若し被告を裁判所に引渡すものあらは之を處分するは差支あきも、被告は素と管轄外なるを以て之に對し召喚狀を發すべき職權なしと謂ふにあり、故に辯護士は一面には既に被告を檢事に引渡さんと勤めたるも被告は之に從はざりしこと、及被告の犯罪は今尚繼續し居れりとのことを論告し、又一面には檢事に書面を發し以て維多利第十一、二兩年の法律第四十三章第一條には、檢事に對し告發するものあるときは檢事は被告に對し召喚狀を發することを得と規定しあることを論辯し、此條に依て召喚狀を發すへしとのことを請求したり、然れとも檢事は尚拒んで召喚狀を發せす、其理由は右特別法の規定は召喚狀を發すへき職權を檢事に與ふるものにあらずと謂ふにありき

是に於てビーウエス氏は、訴願者「トイヂー」氏の爲に檢事は召喚狀を發すへきの義務ありと發議せり、曰く「特別法は文字の上に於てこそ被告の召喚權を檢事に與へざるものとするも、法理の上よりせば明に召喚權を檢事に與へたるものとす、何となれば被告を檢事に引渡すは個人は被告を裁判所に引渡すが爲に概ね市街に於て被告と爭鬪せざる可らさるの一大不便を來たすにあらずや、況んや維多利第四十三、四兩年の法律（ジェヴィス法）は被告の召喚權を以て明に檢事に與へたるに於てれや、蓋し檢事は何人を召喚すへきか其人を疑ふか爲なりと云ふか、其召喚すへき人は幼女なること固より疑ふへきにあらず、將た之を召喚するも彼れ之に應せすと假定する爲に之を拒むとするか、果して彼れ召喚に應せさるにおては更に逮捕狀を發すへきのみ、而て斯く逮捕狀を發すへきの職權は不文律に定まる所にして是れ猶は何人と雖も裁判所以外に於て處分を受くることおしとのことは不文律に於て明白なるがごときのみ」

斯る討論の末「ハッドルストン」氏は言へり、曰く「是れ恰も法文を適用すべき訴件にして其規定權を使用すへき塲合とす、何んとなれば訴願者の誓言に依れは被告幼女か娼妓若くは淫賣婦の家屋又は娼妓等の往來する家屋に止宿し生活し若くは居住し居れることの事實なるは之を推定するに足ればなり、故に幼女若し檢事の前に出願せは檢官は千八百六十六

年の工業學校法に依て之を工業學校に送付すへき權あるは疑ふへきにあらさるあり、唯た幼女は實際に於て出頭せさりしのみ、其出頭せさるか爲に檢事は之を處分すへき職權なしと思惟するものゝ如し、然れとも若し此意見にして固執せらるゝときは法律は、全く徒法に歸すへきのみ蓋し妓樓等に於て幼女と雜居するか如き者ハ概ね幼女を藏匿して其逮捕を免かれしめんことを努むるは常態なるに由り、自然個人に在て幼女を追跡し以て之を捕へんとするか如き者は絕えて之れあきに至れはなり、されは幼女を檢事に引渡すは裁判所の召喚狀に依るへきものにして前記の法律（ジエヴイス）も亦召喚權を以て檢事に與へたる所以とす、且此解釋は獨り理論に止まらす「モラン」對「テイロル」訴件に關して既に適用せられたるにあらすや、故に實際幼女を出頭せしむるは裁判所の公力に依るも尙ほ困難なきにあらされとも、之を召喚すへき職權は檢事にあるものと認めさるを得さるあり、若し幼女召喚に應せさるときは更に逮捕狀を發して之を捕へ以て之を檢事に引渡さしむへきのみ、之を要するに裁判所は法律の目的を實行する爲に爲し得るものは總て之を執行すへしと謂ふを以て一般の原則と認むへきなり

千八百八十八年三月九日

（三）大審院（主任判事ウイルス及ライト氏）

法官　マニステー

千八百九十五年一月十四日

工業學校法に依て爲したる處分に關する訴件

本件は工業學校法の規定に依り妓樓に在て醜業に陷りし幼年者を濟はんとしたる處置に關して重大の疑問を惹起したる訴件なりとす、抑も千八百六十六年の工業學校法第十四條は工業學校に留置すへき幼年者の種類に就て左に規定せり、曰く「十四年未滿の幼年者にして左の數項に該當するものは何人に於ても之を檢事若くは司法官に引渡すことを得、（一）現に食物若くは金錢を乞ひ受くるもの、（物品販賣の口實あると否とを問はず）又は金錢等を乞ひ受くる爲に市街若くは公園を徘徊するもの、（二）一定の後見人又は衣食費を有せずして漂流し居るもの、（三）兩親を失ひたる爲に又は未亡親の懲役若くは禁獄に處せられたる爲に生活の道を失ひたるもの、（四）盜賊の仲間と往來するもの、」而て千八百八十年の工

業學校改正法第一條は、前記入校幼年者の四種類に左の二種を加へたり、(一)娼妓若くは酌婦の家屋又は娼妓等の出稼する家屋に止宿し生活し若くは居住するもの、(二)娼妓等と相往來するもの」、而て前段の規定、即ち第十四條に又左の規定あり、曰く「以上數項の一に該當せりとして幼年者を引渡されたる捜事若くは司法官は、幼年者を審問し以上數項の一に該當する事實を認め、且本法に依て處分するを可とするときは、幼年者（男女を問はず）をして認可工業學校に送付せしむることを得」とあり、而て本訴の事實は左の如し

即ち十四年未滿の幼女（母の證言に據れば十三年）か妓樓に生活し居るに由り、幼年救護會の職員は十一月十二日を以て、巡査と共に妓樓に臨み、右幼年者を連れ去りて之を司法官「プラウドン」に引渡し、前記の規定に依て處分せられんことを請求し、（其告發の趣旨は「娼妓等と相往來するもの」と謂ふ一項に該當すと云ふにあり）幼女は慣例に依て裁判所に引出されたるなり、是れ本訴の事實なりとす、然るに同法官は此處置に反對したるなり幼年者の母は出廷して幼女は十四年以上なる旨を証言せり、（前に巡査に對して幼女は十三年なりと証言せし事實を証するものあるに拘はらす）爰に於て司法官は本件の審問を十一月十九日まて延期したり、且其延期中は慣例に依て幼年者を貧院に送り、其逃走を防ぐべきことを司法官に請求せしものありしも、尚は司法官は之を拒みたるか故に十一日に至り再ひ裁判を開きたるときは、幼女果して出廷せさりしあり、蓋し母に於て幼女を他所に移したれはあり、而て司法官は幼女を告發したる理由を批難し、且幼女の出廷せざる以上は幼女を審問するを得すとなし、而て書記は本件を審問せざる以上は幼女の口供に調印するを得すと主張せり、斯くして司法官は再ひ幼女を追跡して之を連れ來るへしと救護會の職員に勸告せしに由り、同職員は更に右幼女を追跡せしに果して母は自己の居住する醜業家屋に幼女を呼ひ寄せ母子同居し居たるに由り、巡査と共に其家に至りて幼女を捕え之を司法官に引渡したり、然れとも本訴の主任官たりし「クウック」氏は此時本訴の審問を「プロウドン」氏に托したり、是に於て「プロウドン」氏は幼年者の妓樓に居住し居たる證據ありや否やを尋問せしに由り、告發人は現在妓樓に居住し居たる證跡あるにあらされとも、前に召換狀を發したる時は現に妓樓に居住し居たる證據ありと答辯したり、然れとも司法官は告發の理由立たさるものとして之を棄却したり、爰に於て「リウシ」氏の如きは大審院に對

し以上事實の要領を條列し、以て本訴は之を審問して決定すへしとの訓令を司法官に發すへしと發議したるも、大審院は之を容れすして斯る訓令は之を發すへからすと決定したり

大審院（主任判事「ロウレンス」及「ケチデー」）

工業學校法に依て爲したる處分に關し、維多利對市警察司法官「ブラウドン」訴件

千八百九十五年一月二十一日

本訴は幼女の醜業家屋に居住せりとの昨年十一月十二日の告發事件をは、千八百六十六年の工業學校法及其改正法に依て審問決定すへき訓令を、ブラウドン氏に與ふへしとの事を幼年救護會に於て上告したる事件なりとす、抑も救護會は幼女の居住せし家屋は淫賣婦の住所ありとの事實を疑推したるに由り、巡査と共に其家に至り幼女を連れ去りて之を「ブラウドン」に引渡し、且慣例に依り醜業家屋居住犯として幼女を罪人の坐席に就かしめたり、然るに「ブラウドン」氏は斯く罪人の坐席に就かしめたることに反對したり、其理由は此告發たる素と刑事犯にあらざるを以て前記工業學校法に依るも幼女を司法官に引渡せ

ば其れにて足れりと云ふにありき、而て幼女の母は其子の十四年なることを證し得べしと謂ふに由り、主任官「ブラウドン」氏は本訴の審問を十一月十九日まで延期し、而も其延期中幼女を貧院に送りて其逃走を防ぐことを拒みたり、故に十一日に至るも幼女他所に移轉して裁判所に出頭せざりしあり、爰に於て原告辯護士は工業學校法に依り幼女を工業學校に送るべき命令を發するか又は本訴を審問するか二者一を取るべきことを「ブラウドン」氏に請求せしも、氏は其請求を拒みたり、次に「クック」氏「ブラウドン」氏に代りて主任となり、幼女を追跡して再び之を裁判所に呼出したるも、其審問は又之を「ブラウドン」氏に讓りたり、然るに「ブラウドン」氏は幼女は現に醜業家屋に居住せりとの證跡ありや否やを尋問せしに由り、原告辯護士は當時家屋は閉鎖され、而も同居者の一人入獄中なるを以て幼女現住の證據は之を擧ぐること能はず、然れとも疑問のある所は前に召喚狀を發したる當時、即ち十一月十二日に於て幼女其家にありしや否やの点にありとす、而て幼年者は其日に於て其家に居住し居たる證據は之れありと答辯したり、然れとも「ブラウドン」氏は尚ほ幼女に命令を發せす、又之か審問も爲さゝりしあり、是れ司法官に訓令を發すへきことを

上告するに至りたる本訴の顛末なりとす」

此上告に對して被告「ブラウドン」氏の事實證明は概ね前記原告の事實證明と異なる所なくして且被告は此訴件を裁決せさりしことを證明したり

「リウシ」氏は上告理由を贊して言へり、本訴の事實は司法官の謬見を證するものにして彼は本訴を審問して決定すへきの義務ありとす、彼か幼女を罪人の坐席に就かしめたるか爲に之を審問し得すと思惟せしは是れ大なる誤謬とす、且司法官は幼女か其母と同居し居るに拘はらす之を召喚すへきなり、然るに本訴に在ては幼年救護會の職員に於て既に幼女を司法官に引渡したるにあらすや、若し之を罪人の坐席に(慣例に依て)就かしめたるを不可とせば何故に之を其坐席より去らしめさりしか、之を去らしめて然る後之を審問し以て工業學校法に依て之を裁決すへきなり」と

檢事「ケヂデー」も亦言へり、曰く司法官か何故に罪人の坐席より幼女を去らしめさりしか、之を去らしめて後幼女を審問すへきのみ、且司法官か一月七日に於て幼女か妓樓にありし證據なきか爲めに命令を發し得すとせしは是れ甚しき謬見とす、何となれは十一月十二日の召喚狀には其當日に於て幼女の妓樓にありしことを證明しわれはなり」

大審院は左に判決せり、曰く「司法官が本訴を裁決せさりし理由は相立たすして同官は之を裁決すへき義務あり」と

檢事「ロウレンス」氏は訓令を發送すへしとの請求は宜く之を容るへしと判決したり、其理由は十一月十二日の告發は當時幼女の妓樓にありしと謂ふにあり、而て一月七日再び開廷せしは右十二日の告發に基くものにして、疑問のある所は十一月十二日に於て幼女の妓樓にありしや否やの一點にあるのみ、然るに司法官は幼女に於て告發すへき犯罪なしとの謬見を持するか如しと雖も、大審院の判決例は斯る謬見に反對なることを知らさりしなり、本訴の十一月十九日まて延期せられしは是れ唯た幼女の母か其子の十四年なることを證し得へしと答へたるに由れるのみ、然るに十九日に至れは幼女は出廷せさりしなり、然れとも之か爲に訴件の棄却されたるにあらすして、唯た司法官は本訴を裁決せすと言ひ、且裁決せさるか故に本訴を審問する必要なしと爲せるのみ、其後一月七日に至り本訴の爲に再び開廷せし時、同官は七日に於て幼女の妓樓にありし證據を求め、而て其證據あきに於ては

幼女を處分し得ずと爲せるなり、是れ大なる謬見にして本訴は唯た延期したるに過ぎされは十一月十二日に於て幼女の妓樓にありし證據あれは之を以て幼女を處分すへきあり、之を要するに訓令發送の請求い之を容れさる可からさるなり、以上は之れ「ロウレンス」氏判決の理由なりとす

檢事ケヲデー氏も右ロウレンス氏と同論なりき

雛形

司法官の命令

（以多利第五十七、八兩年の法律第四十一章第九條）

警察裁判所

何市何所の警察裁判所に於て、何年何月何日即決裁判を開き、以て年齡十六年未滿（即ち何年何月幾日生何年何月）の幼女某を當裁判所の司法官たる余の前に召換し、幼女の告發せられたる妓樓居住の罪を審問したる處、其結果工業學校法に依て之を處分するよりも、寧ろ以多利第五十七、八兩年の法律第四十一章第九條第一項に依て處分するの適當なるを認めたるに由り　本官は何所の幼年救護會々長に命令す、貴下は右幼女（其宗派は何派と認む）の後見人と爲り、幼女の十六年に達するまて貴下所管の貧院に於て之を監視せらるべし

何年何月幾日

何市何所警察裁判所に於て

司法官　何　誰（印）

千八百九十四年の工業學校法改正法

（維多利第五十七、八兩年の法律第三十三章）

內務大臣閣下に對し本官謹て請求す、本法發布前の留置に係る幼年者にして本法の適用を自から出願したる趣を以て、其願書に調印のことを何所の認可工業學校管理人より請求し來りたるを以て、本官審査の末爰に調印して之を閣下に呈出す、依て閣下は本法第三條に依て本法を右幼年者に適用すへき命令を發せられんことを請求す、右幼年者の留置期限は

本日より六ヶ月以内、即ち來る何月幾日を以て滿了するものとす

何年何月幾日　　視察官　何　誰(印)

右願書は認可感化學校及工業學校の管理人より學校視察官に之を差出し、視察官は之を內務大臣に差出すものとす

內務大臣何誰閣下

入校又は入獄送狀

番號	
姓名	
入獄又は入校したる當時の年齡	
入獄又は入校したる場所及月日	
罪名及本法の適用條項	
宣告文	

千八百九十四年の工業學校法改正法

（以多利第五十七、八兩年の法律第三十三章）

幼年者の出願

私義千八百九十四年の工業學校法改正法の解釋を聽聞して同法の效果を知悉したる結果、自己の意志に依て本法を私身上に適用相成候樣仕度此段奉願候、若し御許可相成候上は私十八年に達するまての間は、三月以內の期限間、工業學校に歸校若くは留置の命を受くる事も亦相辨へ申居候

何年何月幾日

何　誰（印）

管理人若くは司法官の證明

何所の何學校留置中に係る幼年者某は本官の目前に於て右願書に調印し、且何所の認可工業學校の監督官は豫め本官の目前に於て本法の效果を幼年者に說明したることを本官爰に證明す、又幼年者は本法の效果を知悉したる上自己の發意に依て右願書に調印し、且許可の後は三月以內の期限間、歸校若くは校內留置を命せらるへきことも幼年者に於て知了し居ることを爰に證言す

何年何月幾日

何所工業學校管理人

何　誰（印）

千八百九十三年の感化學校法

留置令狀

何年何月幾日何市何所の警察裁判所に於て、即決裁判を開廷したる結果、何市の警官に命令す、年齡十六年未滿、即ち何年何月（何年何月幾日生）の幼年者某を本日當即決裁判所に於て審理したる處、何月幾日何所に於て何種の罪を犯したりと決定し、被告之に服罪したり、然るに右被告の奉ずる宗派は何派に屬すると認むるに由り、右犯罪に對する刑罰を課せすして被告を何所の認可感化學校に送付し、何年以內の期限間、之を同校に留置するの適當なるを認む、依て本官は貴官に命令す、貴官は此令狀と共に右被告を前記感化學校に

送付せらるべし

何年何月幾日

何市警察裁判所に於て

司法官　何　誰(印)

何警察署　警官何　誰殿

千八百六十六年の工業學校法、千八百七十六年の初等教育法、及千八百八十年の工業學校法改正法

認可工業畫學校の留置狀

年齢十六年未滿即ち何年何月(何年何月幾日生)の幼年者某は、何月幾日何所に於て何種の罪を犯したりとの告發を受けたるに由り、何年何月幾日何市の警察裁判所に於て、即決裁判を開き以て之を審理したる所、右被告は何罪に就て有罪と決定したり

然るに右被告の奉する宗派は何派に屬するものと認むるに由り、何所の認可工業畫學校に之を送付し以て被告の十六年に達するまで(學校規定の期限間)同校に留置すべきことを命ず

何年何月幾日

何市警察裁判所に於て

内務大臣の命令

司法官　何　誰(印)

幼年者の宗教に就て

司法官か幼年者を感化學校若くは工業學校に送るべき令狀を發するときは、其令狀中に幼年者の奉する宗派を記載し、而て其區別は加特教、猶太教及新教の三種に止まりしは從來の慣例なりしも、右三種の區別のみにしては明瞭を欠くを以て、自今司法官は區別を知る限り、宗派中の分派の名稱を、右留置令狀に記載すべきことを命ず

千八百八十八年二月十四日

檢官若くは司法官宛

内務大臣　何　誰(印)

マサッチユセッツ州未成年者及幼年犯罪者法律提要

序言

本書編纂の目的は主として裁判所に告發せられたる少年男女の處遇に關し其最良方法を講せんとする人々の參考に資するにあり、抑々不良少年男女處遇方法たる最も緊要ある問題にして而かも其方法紛亂錯雜を極め同質の事件に於て前後矛盾の處置を見ること多し、救兒會總會に於て此弊を憂ひ判事告發吏不良少年監督官及該事業に關係する各個人便用の爲めに如斯小册子の提要を望むや一日にあらず

本書は救兒連合協會の請に應しイミリー、グリーン、バルク女史專ら其編纂の任に當れり而して著名の判事、當局者、各救兒會、感化院、及慈善感化事業の爲めに經歷を有せる人々か貴翼の勞を吝まれず有益なる資料を與へられしは特に連合協會の深く感謝を表する所なり、

目次

第一章　總論

第一　幼年犯罪者年齡の制限……二二九
第二　裁判權……二三〇
第三　招喚狀及逮捕狀……二三二
第四　親戚及州廳に對する注意……二三三
第五　告訴……二三四
甲　告訴の撰擇……二三四
乙　告訴人……二三五
丙　告訴の變更……二三六
第六　特別審問……二三六
第七　裁判所より未成年者を除外すること……二三七

第八　兒童臨時の處分……二三七
第九　裁判所、始審裁判所、判事、私立慈善協會……二三九

第二章　訴訟管理の範圍

第一節　男　兒……二四〇
第一　家庭に於て條件付裁判に付すること……二四〇
第二　家庭外に於て條件付裁判に付すること……二四二
第三　後見人の任命……二四二
第四　扶養義務者なきもの委棄されたる者虐待されたるもの若くば
貧兒の處遇……二四五
第五　慈善局の監督に付托すること……二四八
第六　怠惰兒童の處遇……二四九
第七　科料を課すること……二五一
第八　感化院又は其他の幼年感化學校に附托すること……二五三
第九　成年未成年共通の感化學校に附托すること……二五七
第二節　女　兒……二六〇
第一　家庭に於て條件付裁判に付すること……二六〇
第二　家庭外に於て條件付裁判に付すること……二六一
第三　後見人の任命……二六二
第四　扶養義務者なきもの委棄されたるもの虐待されたる者若くは
貧兒の處遇……二六二
第五　慈善局の監督に附托すること……二六四
第六　怠惰女子の處遇……二六四
第七　科料を課すること……二六五
第八　州立女子授職學校に附托すること……二六六
第九　成年未成年共通の感化學校に附托すること……二六八

第一章　總論

第一　幼年犯罪者年齡の制限

七歲未滿の兒童は犯罪の責に任ずることなし、蓋し七歲未滿の兒童は犯罪の能力を有せざるものと推斷し一切の證據を採用せず。七歲以上十四歲未滿の兒童は特に犯罪能力を有する證跡のありし場合を除くの外犯罪能力を有せざるものと認む此の如き特種の證跡あるにあらずんは犯罪行爲を構成するものと信ずるを得ず。滿十四歲に達すれば初めて成年者として犯罪の責に任せしむべし。（ビショップ刑法論三百六十八頁及ホールトン刑法論六十七頁―六十八頁）

七歲以上十七歲未滿の犯罪者を以て幼年犯罪者とす（公法第八十九章第十八條―七歲以上十七歲未滿の者に對して提起したる訴訟を受理したる裁判所若くは治安裁判所判事は其何人たるを問はず此等の兒童を死刑及終身刑に處するを得ず―公法百五十五章第四十九條）

二十一歲未滿を以て未成年とし男女兒童ともに適用す但し女は十八歲に達すれは兩親の同意を得すして結婚するを得るものとす

十二歲未滿の兒童は未決監監獄署「ボストン」工藝院州立勞役監に收容すべからず（一千八百八十二年）

百二十七章―保釋不納及科料又は訴訟入費不納の者及終身刑以外の犯罪者に對しては本條の規定を適用するものとす

「ライマン」感化院に於ては十二歳未滿の兒童は稀に收容することあれども十五歳以上は之を收院することなし 一千八百八十四年 第百二十七章―十五歳以上の兒童は「ライマン」感化院に入るゝことを得す（年齢に關して錯誤のありたる場合は更に宣告書を改むるを得）

前規定は實際十五歳を以て制限年齢とし其以下に於てはコンコルドに於ける州立感化監獄に拘禁せざるものとす 第二章第一節第九を參照すへし

十六歳未滿の兒童は州立監獄に附托するを得す 公法第二百十五章第十七條―十六歳未滿の兒童にして未だ一度も本州内の州立監獄又は他州の州立監獄又は集治監に拘禁さるべき宣告を受けざるものゝ州立監獄に拘禁さるべき犯罪をなし裁判所は三年以下の期限に於て寂寞監禁若くは苦役に處すべき宣告を與へたる場合は州立監獄に於てせずして未決監に於て刑の執行をなすべきものとす

州立女子授職學校に於ては十七歳以下の女子の附托を受ると雖も十二歳未滿の者は之を受くること殆んど稀なり

第二　裁判權

通常幼年犯罪者の裁判は警察署地方裁判所、及市裁判所、始審裁判所、サツフオーク郡外に於ては條件付裁判所判事之を審理す、但し終身刑に該當すべき重罪は此限りにあらず、

一千八百九十三年 第三百六十五章第三十五條―前述の如く警察及地方裁判所等の管轄所に於ては十七歳以下の犯罪者は終身刑にあらざるよりは如何なる重罪をも裁判することを得、而して有罪なるときは州立監獄に拘禁することを得ざるのみにて其他は法律の規定に從て如何なる刑罰をも加ふることを得又幼年犯罪者改良の爲には州會に於て決議せる法律に基き設立せる監獄なれば何れにも入るゝことを得 又犯罪者をして訴訟中上等裁判所に出頭することを認諾せしめんため二人以上の保証人を立てゝ誓はしむることを得

一千八百九十四年 四百三十一章第二條―ボストン市裁判所は爾今十二條より五十三條に規定せる警察及地方裁判所の有せる民事刑事の裁判權を有し本所の有せる現裁判權を有すること故の如し、又公報第百五十四章第五十條を參照すべし

公報第百五十五章第四十九條―始審裁判所判事は十七歳以下の幼年犯罪者に對しては終身刑にあらざるよりは凡て拘禁せらる可き重罪を裁判し刑の宣告をなすことを得

公法第八十九章第十六條條件付裁判所判事はサツフオーク郡の場合を除き便宜の爲め其管轄州より若くは管轄州に於て幼年犯罪者に對して起したる告訴を受けたるときは他州判事の不在と否とに拘はらず其判事に代りて逮捕狀を發し且つ訴訟を審理することを得べし

父母の教養を受けざる兒童に對する訴訟は凡ての裁判所及治安裁判所判事之を提起することを得

一千八百八十二年 第百八十一章一千八百八十六年三百三十章の修正及一千八百八十八年二百四十八章、又一千八百九十四年 第四百九十八章二十八條を參照すべし、該法律の條項は臨時に設けられたるものにして市部の一般に該法律の規定に適應せざるときには無効とし通常は千八百八十二年の法律を採用す

在校兒童の怠惰欠席若くは校則を遵奉せざる者に對する訴訟は警察署、地方裁判所若くは市裁判所、始審裁判所及條件付裁判所に提起することを得 一千八百九十四年 第四百九十八章十五條を參照すべし

男兒は「ライマン」感化院に女兒は州立女子授職學校に交附すべきものとす其の手續は以下

の如し即ちサッフォーク郡に於て府裁判所・警察署及始審裁判所を經由して他の郡に於ては條件付裁判所判事、警察署、地方裁判所、及始審裁判所を經由すべきものとす

女子に對する告訴を審理するには知事は特に其委員を指定すべしとの條項ありて殆んど無用の規定に屬するものあり公法第八十九章十五條及十七條公法第八十九章十五條

第三　招喚狀及逮捕狀

十七歳未滿の犯罪者の場合には終身拘禁に處すべき重罪の場合を除外す**告訴を受理せし裁判所若くは治安裁判所判事は被告を召喚狀に依りて呼出すべからざる相當の理由あるにあらざれは凡て逮捕狀を發せずして召喚狀を發すべきものとす**

一千八百九十年修正公法第二百十二章　第二百二十五章一始審裁判所の管轄に起りし犯罪者の告訴に對しては告訴を受理せし裁判所及地方廳は召喚狀によりてすべからざる相當の理由あるにあらざれは逮捕狀を發せずして召喚狀を發すべきものとす、幼年犯罪者に對する始審裁判所の裁判權に關しては公法第百五十五章四十九條を參照すべし

前條の規定によりて兒童は審判の時に至るまで出庭するを要せざるを以て夜中の拘留を免るゝを得べし、若し一般に逮捕狀の手續によるとすれば裁判開審に至るまでの間少くも鍵鎖の下に一夜の拘留をなさゞる可からず、而して此の如くするときは拘禁を恐懼すべき情を薄くし若しくは他の犯罪者に接して更に罪惡を聞知する等の虞ありとす、

召喚狀發出の後と雖とも必要の場合には召喚狀の交附と否とに拘はらず何時にても逮捕狀を發することを得公法第二百十二章十八條一召喚を受けたる被告が相當の理由なくして裁判に欠席し又は裁判所若くは治安裁判所判事の命令を受けざるときは官廳を侮辱せるものとして二十弗以下の科料に處す召喚狀發出の後と雖とも必要の場合には召喚狀を交附せると否とに拘はらず逮捕狀を下すことを得

十二歳未滿の兒童にして終身禁錮に處せらるべき犯罪の爲めに訴へられず若くは學校欠席及怠慢の爲めに訴へられざるときは召喚に應じて其時限に出廷せざる場合に限り逮捕狀を發するを得るものとす一千八百八十二年　百二十七章三條一終身禁錮に該當すべき以外の罪科に於て十二歳未滿の兒童に對して訴訟を提起したるときには其訴訟を受理したる裁判所又は治安裁判所判事は審問を必要としたるときは最初出廷すべき時間及場所を指定して召喚狀を發すべし若し其兒童にして召喚の指定に應して出廷せざるときは之に對して逮捕狀を下すことを得

第四　親戚及州廳に對する注意

幼年犯罪者の訴訟に對する召喚狀は其父に宛て發送すべし其父に故障あるときは其母に母に故障あるときは法定後見人法定後見人に故障あるときは其寄寓の家人に宛て發送すべきものとす

以上のもの悉く故障のあるときには裁判所若くは治安裁判所判事は特に保護人（審問の際幼年被告の利益を保護する者）を指命して審問の場合に出廷を要求すべきものとす公法第八十九章、

二十條（一千八百八十三年修正百十章及一千八百八十六年百一章四條）告訴が幼年の男兒女子に對して提起せられたるときは召喚狀は父が兒童と共に生存し及住居せるときには其父に向て發し父母共に生存又は住居せざるときは母に向て發し父母共に生存又は住居せざるときは今地に居住せる法定後見人に向て發すべし若凡て此等の者も欠くときは裁判所及治安裁判所判事は兒童の利益の爲めに相當なる保護人を指定し召喚狀に示せる時刻と場所に臨して一席し請ひ若し感化院（現行の「ライマン」感化院若くは授職學校に入らしめ能はざるときは其理由を陳述せしむべき而して裁判所若くは治安裁判所判事に於て訴訟の証據を充分とし感化院に送り慈善局の監視に付きて至當と認むるときには設きをして訴訟を審理し審判に陪席し又兒童の利益を保護するの便を得せしめんが爲めに郵便其他の手續に依り該局に向て告訴に關する文書を出さしむべし

幼年犯罪者に對し裁判所若くは治安裁判所判事は證據充分なりし感化院に送り或は慈善院の監視に付せしめて至當とおすときは該局に訴訟の始末書を交付して訴訟を審案し審判に陪席すべき機會を與ふべきものとす。所轄裁判所始末書を具せざるときは法律に違反するものとす（前註を適要す）被告の兒童既に一度「ライマン」感化院若くは授職學校に付せられたる再犯者あるときは前條の召喚狀を發送するに及ばず（公報第八十九章二十六條―裁判所若くは治安裁判所判事に告發せられたる男兒若くは女兒にして以前既に感化院若くは授職學校に付せられたるものなるときは二十條の規定に從ふて召喚狀を發するを要せず直に逮捕狀を下すべし）

第五　告訴

甲　告訴の撰擇

幼年犯罪者の訴訟手續に關しては多くの斟酌を要することあり扶養義務者なりて訴訟者の重なる目的―即ち不適當ある兩親の支配を離れしむる目的―のある所を察しきもの委棄されたるもの虐待せられたるもの若くは後見人を請願せる告訴等は其手續によて容易に之を遂行せしむるを得べし

十五歳未滿の幼年犯罪者は多くは怠惰者にして又怠惰者は多くは他の犯罪を兼ぬるを常とす而して其告訴の撰擇は各自の事情を斟酌して之に應ずべきものとす。一般の規則規定は怠惰者の感化院は在校中懶惰なるもの出席せざるもの及校則を遵奉せざるものに充つべきものとせり其以外の犯罪をおせる者をも等しく此處に送るときは單に怠惰の惡習あるのみにして本性正しき兒童をして邪曲に染ましむるの恐れあるを以て裁判所は之を慮り少時の訓練によりて救助し得べき兒童は特に之等と交通を遮斷せしむるものとせり

兩親及後見人自ら進んで頑強不順なる兒童の告訴を提起して豫め兒童をして一層特種に屬する若くは不面目なる告罪の下に裁判所の審判を受くるを避けしむるを得べし

乙　告訴人

怠惰兒童に對しては公任の怠惰生監督者のみ告發の權を有するものとす（一千八百九十四年第四百九十八章二十條）

一各町村の學校委員は適宜の數に應じ二人或は二人以上を任撰して怠惰生監督者とす而して監督者は委員の指揮に從ひ附令に應して其部度起る事件を取扱ひ（懶惰生に對し町村より發せる附令に關しては十九條を參照すべし）違犯者あるときは職權上之を告發して裁判に服せしめ又附令及該法令十五條乃至二十四條に從ひ裁判所より發せられたる凡ての法律手續を行ふものとす、但し服務は無報酬とす

頑執不順に對する告訴は兩親及法定代理人之を提起すべきものとす

其他の告訴に於ては幼年犯罪者には區分を設けず（一千八百九十四年　四百九十八章二十七條一怠惰及附令違犯の場合には告訴の權に制限を付せしが實際此等の條件伴はざるを以て無效に歸す

丙　告訴の變更

告訴の手續其當を得ざるときは裁判所若くは治安裁判所判事は適當の告訴を受くるまで兒童を保護すべきものとす

第六　特別審問

幼年犯罪者の審問は他の犯罪者と分離して之をなすべきものとす怠惰者の場合に於ては他の犯罪者の幼年者なると成年者あるとを問はず必ず之と分離して審問すべきものとす（公法八十九章十九條一警察署、地方裁判所及府裁判所は幼年犯罪者に對しては他の犯罪者と分離して審問に付せん爲めに適當なる時を選み特に開期を定め又開期に付ては特別記錄を保つべきものとす

第七　裁判所より未成年者を除外すること

未成年者の立合人たる場合に特に本人の出庭を要する外は審問の時に法庭より除外すべきものとす（公法百六十章十六條一裁判所又は始審裁判所は民法若くは刑事訴訟法の審判に於て未成年者の證人又は協合者として出庭の必要なしと認むるときは其未成年者を法庭より除外すべし

第八　兒童臨時の處分

審問に付すべき兒童にして十二歳未滿の者は保釋金を納れ能はざる爲めに未決監に付するを得ず十二歳以上十七歳未滿の兒童にありては慣例として裁判官自ら保證するか又は兩親若くは責任者が保證人となりて兒童を免怨するものとす、若し職務上拘留を必要とする場合には十二歳以下の兒童にありては慈善局の監視に付し十二歳以上のときは未決監に付するに當りて局の一員か保證人として兒童保護の責任に當るべきものとす但し何れの場合に於ても局員は其期間私の後見人と仝じく共に兒童の代理人たるべし（一千八百八十二年　第百二十七章二條（一千八百八十六年修正第百〇一章、四條一十二歳未滿の兒童にして裁判所又は治安裁判所判事の審問を受けんとに當りて保釋金を納め能はざるときは裁判所又は治安裁判所判事は之を慈善局の監視に付し慈善局は兒童を保護し召喚狀に指定せる時及場所に於て審問に出てしむる等凡て相當の手順を盡すべき職權を有するものとす

ボストン

に於ていい癲癇慈善局員は時々チャドン町市立婦人及小兒臨時救濟院を以て幼年男女兒の假留置場に充てり然れども當所に於ては兒童等は各種の婦人と雜居せざるを得ざる

べく又留置の安固を保つべき設備なければ使用の場合に臨時の備へをなさざる可からず

年長の兒童保釋金を入れざるときは未決監に拘禁するを得然ども是甚た喜ぶへからざるの事とす（公法八十九章二十一條―前條に擧げたる告訴により逮捕せられたる男兒女兒は二百十二章四十六條の規定により保釋を得ざるときは指定せる審問の當日まで未決監に入れて監視することを得又仝條に掲げたる條件付裁判所及地方廳は保釋を許すを得

ボストンに於ては女兒又は婦人の拘引せられたる者は警察署に留置くことなくして出來得る丈け速かに特に設けたる留置所に送られ女警吏の監視を受くるものとせり

未成年者の未決監又は監獄所に拘禁するものは顯著なる重罪人及破廉恥罪人と隔居せしむべし（公報二百二十章三十八條）人口三萬以上の市には逮捕せられたる婦人及女兒の爲めに一個若くば數個の留置場を設け警察官之を監視すべし（一千八百八十七年、二百三十四章―一千八百八十八年　百八十一章）

人口三萬以上の市に於ては裁判所より囚人を押送するに當り男女囚を混仝するを禁す留置所に押送するときも又同じ

ボストンに於ては囚人をデール嶋に送るときに當り以前には埠頭までは男囚と女囚とを共にせしめしが深く此點に注意を惹起し以後は特に監守を附し成年囚と分立せしめたる場合にあらざれば男兒又は女兒をして混仝押送を禁せり監督の責に當れる者留置の際各種の方法を以て他の罪惡に汚染するが如きことなからしむを要す（一千八百九十四年二百七十三章一條―最近の戸籍調査により人口三萬以上の市においては罪人を裁判所に押送するに當り警察官の監督なくして男女囚を混仝するを許さず）

第九　裁判所始審裁判所判事、私立慈善協會

マッサチユーセッツに於ては裁判所若くは治安裁判所判事は幼年犯罪者を私立協會に委托するを禁せり然れども實際此の如き必要の場合に應せん爲めに種々の方法を設く即ち裁判所が兩親後見人若くは責任者が監督の方法を設け其方法にして有效と見做すときは訴訟を棄却し又い上書に付し又は無値の科料（例令一錢の如き殆んと値なきもの）に處するとを得べし。此方法を完成し若くは其實效を驗するの間裁判所は訴訟を繼續し其終決の時期に於て實效を認むるときは前記の方法中其一を適用するを得若し又監督方法にして兒童家庭外に移すべきことを必要とし法庭出席を好まざるときは場合によりて兒童の欠席を默許して訴訟を棄却せしむべし但し記錄には欠席狀を發せざることを記入すべし

怠惰其他の兒童の訴訟及條件付裁判に於て其監督を私設協會に委托せんとする場合には後

章訴訟管理の範圍に於て條件付裁判の下に後見人の任令放恣怠惰又は貧兒の待遇をなすことの男女兒に規定せる各條項を參照すべし

第二章　訴訟管理の範圍

第一節　男兒

第一　家庭に於て條件付裁判に付すると家庭の有樣にして兒童の監督に適すると認むるときは左の條件を以て家庭に托して條件付裁判に付す

イ　條件付裁判官の監督を要す　一千八百九十一年　三百五十六章第三條―各裁判官ハ其管轄權内にある裁判所に提起せられたる各刑事訴訟の性質を吟味し裁判所ニ於て有罪と認めたるときハ審判に附することを主張するを得而して裁判所ハ適當と認むる時期及條件を定めて其裁判官の監督に付すべし

仝第九條―該法律ハ何れの條項に於ても幼年犯罪者に關し法律の規定せる慈善局の職權と抵觸するところなし

ロ　慈善局員の監督を要す　公法第七十九章第二條―慈善局ハ該目的の爲めに指命せる委員には其目的に關する凡ての權利義務を委任し委員は其範圍に於て其職權を施行するを得

一千八百八十三年　百拾章―裁判所若くハ治安裁判所判事ハ告訴の証據確實にして被告兒童を感化院に入れ又は慈善局の監視に附すべきものなる時ハ便又ハ其他の方法を以て告訴の公文書を該局に送り以て該局が訴訟を審理し審問に陪席して兒童の利益を保護するの便を與ふべし

ハ　自ら好結果を得んことを信じて條件付裁判を引受んとする者あるときは裁判所は其請を容れて一個人に條件付裁判を委托することあるべし而して判事にして責任を負ふべき監督者其人を得るを過たざるときは往々意外の好結果を得ることあり。又他の一方は學校教師をして共に條件付裁判に預りて監督をなさしむるにあり其簡單なる組織方法は下の註を參照すべし（ボストン裁判所の一判事の手記に曰「余ハ兒童の綱親をして共力して兒童の監督に預らしめ又ハ條件付裁判に從ハしめて好結果を得んことの到底望みなきより數年前より學校教師に其幇助を請ひたり而して余ハ教師より條件付裁判にある兒童の在校中の出席及行狀の報告を得んが爲めに報告書式を印刷して其兒童に與へ教師の記入を得て審問日毎に余に持參せしめたり然るに案外に好結果を奏し兒童ハ競爭して好成蹟を予に持來さんとし教師も之が爲めに兒童の指揮監督上不少利益を得たることを報告せり予ハ審問に於て常に兒童をして自ら監督の身なることを忘れざらしむる樣注意を與へたり……余ハ信ぜり如何なる兒童と雖もあらゆる感化慫慂の方法を試み盡ざる以上ハ決して監獄に付すべからざるものなるを」）

ニ　左の私立協會は兒童の條件付裁判を預るを得（第一章第九章參照すべし）

「ボストン」救兒協會、社員は一定の時期にボストン市裁判所幼年犯罪者裁判開期に出張して其年齡に拘はらず審問中にある兒童を受取るべし又た特別の請求あるときはボストンの他の裁判所並に其附近の裁判所にも出張し若くは家庭を訪ひ直ちに家庭より受取るとをも得べし

「セント、ビンセント、デ」救兒恊會、舊教信者の兒童に限りボストン市裁判所より條件付裁判に付せられたる兒童を引受け社員は彼等の家庭に兒童を訪問し毎週彼等の事務所に成蹟を報告すべきものとす

第二　家庭外に於て條件付裁判に付すること

兒童の監督上現在の家庭の有樣不適當なるときは之を他に移して條件付裁判に付するの方法を取るべし即ち相當なる親戚を監督に付し（恰も前條家内審問の場合の如く）感化院か或は養成院―例之「ボストン」救兒院（「バインフターム」感化院、「ロックローン、ファーム」感化院）「エンゼル、ガーデヤン」感化院の如き――に委托すべし

第三　後見人の任命

公法百三十九章一條―條件付裁判所は必要と認むるときは郡内に住居し或は居所を有し若くは管轄區外に住居するも郡内に財産を有する幼年者及其他の者に對して後見人を指命することあるべし

全第二條―幼年者が十四歳未滿の場合には條件付裁判所は後見人を推薦して之を任命すべし十四歳以上の場合には自ら後見人を推薦し裁判所の許可を得て指命すべし又推薦せられたる人が裁判所の許可を得ざるか又は本人の怠慢によりて適當なる後見人を撰まざるか又は幼年者が州の管轄外に住所を有するものなるときは裁判所は十四歳未滿の者に對すると全じく裁判所自ら後見人を指命すべし

全第三條―十四歳以上の幼年者の後見人を指定するには平和裁判所に於て之を爲し若くは市町村書記立合の上條件付裁判所に事實の証明をなさしむべし

全第四條―指命せられたる幼年者の後見人は法律によりて解除せらるゝにあらざれば幼年者の二十一歳に至るまで其後見を繼續して幼年者を監督し財産の後見支配をなすべし但し父生存せるときは父若くは父死せるときは母に於て各事業取引の能力を有する場合に限り幼年者を監督し教育に注意するの責任を負ふべきものとす而して風説又は注意により父母又は生存せる親が監督に不適當なるを知るかもしくは父母の中一人が他方の不適當なるを知りて父若くは母より後見人指命の上申をなすときには條件付裁判所は後見人を指命して幼年者の監督をなさしむるを得

一千八百九十一年　三百五十八章第一條及第二條―各部の條件付裁判所は指命せる後見人の請求により幼年者の父母若くは其一人生存して監督不適任の注意を受けたるものなるときは其事情を酌酌して正當適當と認むるときは其時節の相當に應じて扶助料を支出せしむ、又條件付裁判所は當事者何れかより命令變改の請求あるときは何時たりとも父母の事情並に幼年者の利益に應じて新しき命令若くは在告を出すべし

全第二條―件付裁判所は前條の如き命令を發せんときに扶助料を負擔すべき父母若くは其一人に對して裁判所が指定せし額高及び保証金を條件付裁判所判事に拂ふべき契約証書を入れしむることを得

公報百三十九章二十五條―第四條の規定により幼年者の父母或は其一が監督不適任にして後見人指命せられたるときは後見人は裁判所の認可を得て保証人の連署なくして契約証書を入るゝを得但し裁判所は場合により幼年者の利益の爲めに必要と認むるときは保証人の連署を求むることあるべし

後見人の一般の職權及義務に對しては公報百三十九章二十九條―四十三條を參照すべし

後見人の任命は適當なる人を撰出し其承諾を得て一切兒童監督の責任を負はしむ

法定後見人ある場合は左の條件によりて後見人を指命すべきものとす

(一)　父母全意を表せし時

(二)　父母共に死去せし時

(三)　父母生存すと雖ども兒童の後見に不適當ある確証ある時

(四)　父母何れかより一方の不適任を認めて後見人の指命を請ひし時

條件付裁判所は幼年者の成年に達するまで後見監督をなさしめんが爲めに裁判所の撰擇によりて後見人を指命す即ち未成年者の近密ある親戚若くは朋友、此の種類の會社員若くは利害關係人等の中より任撰す、此等の目的の爲めに設けし後見人資格を有する協會役員又は會員を代表者として後見の職權を行はしむ即ち「ボストン」救兒協會「デステチュート、カソリック」救兒院其放恣怠惰の兒童に對しては「マサッチユセッツ」惡少年感化協會「ハンプテン」、郡救兒會社の如き是なり（一千八百八十五年三百六十二章一千八百九十年百十七章及仝一千八百九十一年三百十二章を參照せよ）

條件付遺言裁判所は未成年者が十四歲未滿なるとき又は十四歲を超ゆるも自ら怠りて適當の人を撰擇せざるとき又は被撰擇者裁判所の協贊を得ざるとき又幼年者住所を州外に有するときは後見人を撰擇指命すべきものとす

十四歲以上の未成年者は前條の規定に從ひ平和裁判所若くは市町村書記立合の上自己の後見人を指定することを得

後見人は未成年者が財產を有するときは財產を監督し又父母の一人若くは兩人が不適當と認めらるゝか又は父母の一人他方の不適任を知りて監督を怠却に同意したるときは監督及教育の權利を有す

條件付裁判所は未成年者扶助料を其父母又は其一人に要求するを得且つ之に對して保證人連署を以て契約證書を入れしむるを得（一千八百九十一年三百五十八章第一條及二條）

後見人は其職を盡さん爲めに其管理に歸せる財產額を超過して兒童を扶助する責任なし

父母又は其一人兒童監督に不適當あるより後見人は其責に當りたるときは保證人を要せずして契約證書を入るゝことを得可し但裁判所が未成年者の利益の爲めに必要と認むるときは何時にても保證人を立てしむ可し

後見人の場合に於て若し兒童の引取を必要とするときには前項「其職務を盡さん爲めに」の下に「及其未成年者の監督の爲」の文字を加ふべし然らざれは後見は唯財產管理をのみ意味することあるべし

第四　扶養義務者あき者委棄されたる者虐待されたるもの若くは貧兒の待遇をなすこと

兒童の犯罪者は幼年犯罪者の待遇をあさずして放恣惰怠若くは貧兒と仝一の待遇をなすべ

きものとす

甲　十四歳未滿の兒童にして相當の手續をなせし後

後見人を有せざる扶養義務者なき者委棄されたる者若くは貧困の者なることを明にしたるときは之を「マサッチユセッツ」惡少年感化協會又は「ハンプテン」郡救兒協會監督に托すべきものとす

公法四十八章二十二條郡内に住居する十四歳未滿の幼年者にして後見人を有せず監督保護をなすべき父母又は其他の人によりて放棄せられ若くは殘忍酷薄なる待遇を受け若くは不法なる虐使を被むるものあるときは其郡内の條件付裁判所判事は適當と認むる時期間「マサチユセッツ」惡少年感化協會を後見人に指命することを得全協會は一切他人の干涉を排して兒童を監督するの權利を有し財産は之を管理することを得す之を命せし判事は必要と認むるときは何時たりとも指命解除することを得

乙　十四歳未滿の兒童にして怠惰及不德の境遇に陷り又は慈惠によりて成長するものある

ときには裁判所及治安裁判所判事は一定の住居を有せざるものは慈善局一定の住居を有するものは貧民保護員（ボストン）に於ては感化院の委員）の監督に付するものとす但し其監督期限は成年に達するまで若くは夫れより短期限たるべし慈善局は監督すべき兒童を州、府、市立の感化院或は一家族に附托することを得又は其意見により其委托を解くを得べし若し又法定住所の所屬管轄内に是等の兒童を保育すべき法律に準したる設備を有せざるときは其兒童は慈善局の直接監督に附托すべきものとす

一千八百八十二年　百八十一章第三條　千八百八十六年修正　三百三十章及一千八百八十八年　二百四十八章一十四歳未滿の兒童にして孤兒又は兩親の遊惰犯罪耽酒其他の罪惡の理由により教育衛生の注意を受くること能はずして怠惰放恣の境遇に成長し又は人の慈惠に依るの事實又は傳說を具して告訴を受けたる裁判所又は治安裁判所判事は告訴を信憑すべきものと認むるときは先つ之を慈善局に通告し然して州内に一定の居所を有せざるときは直ちに該局に渡し一定の住所を有するときは住所所在の市町の貧民保護員に渡し二十一歳若くは以下の短期限に至るまで監督を受けしむるものとす但しボストン府に於ては兒童の保育扶助の爲めに州、府、市立感化院又は近親なる親戚に付托し又附托而して慈善局、貧民保護員、感化院委員は兒童の保育扶助の爲めに州、府、市立感化院又は近親なる親戚に付托し又附托の目的達せられたりと認むるときは何時にても其附托を解除するの權を有するものとす但し兒童の法定住所所屬の管轄内に兒童扶助の設備なき場合には該裁判所又は治安裁判所判事は慈善局の監督に付し慈善局は住所を有する兒童に對し貧民保護員に關せる規定に準し凡て保護員の有せる權利を行ふことを得るものとす

一千八百九十四年發布の法律（四百九十八章第二十八條）は又十六歳未滿の兒童にして不德放恣の境遇にあるもの、爲めに臨時の規定を設けたり然れども法律に示せる條件を備へざる市町に適用するものとせるを以て實際此規定を用ゐる場合は極めて稀なる可し　一千八百九十四年

四百九十八章第二十八條一高等裁判所、警察署、地方或は府裁判所始審裁判所等の判事が十六歳以上の未成年者にして孤兒又は兩親の遊惰、犯罪、沈酒、其他の罪惡の理由により教育衛生の注意を受くること能はずして怠惰放恣の境遇に成育せらるゝの事實を明かにしたるときは本案第十九條の規定に準じ兒童住所地の市町に於て此の如き兒童の爲めに保育監督の目的を以て設けたる感化院及其他の場所に附托すべし但し其期限は男子は二十一歳女子は十八歳を超ゆべからざるものとす

第五　慈善局の監督に付托すること

幼年犯罪者及怠惰の兒童は慈善局の監督に付托すべし普通該局に付托するものは未成年者あり、慈善局は付托せられたる兒童に對しては凡て監督處分の全權を有す即ち兒童を寄寓せしめ又は約定書を徴するハ勿論「ライマン」感化院若くハ其他に托し又委托を解き委托の申出を拒絶する等凡て該局の權限に屬するものとす　公法八十九章二十二條裁判所又は治安裁判所判事は（七歳以上十七歳未滿の兒童が死刑及終身刑に當らざる或罪を犯して告訴せられたるときに）慈善局の請求あるときは兒童を引取り約定書を出さしめ又は或一個人若くは州立感化院の監督に付托し又は父母監督の能力なきときは男は感化院女は授職學校に入る等の權利を該局に與ふることを得但し年限は兒童二十一歳に達するか夫より幾しく以下の年限たるべし尚ほ慈善局が一個人に寄寓せしめたるときは州立感化院に於ける兒童の平均費額を超ざる範圍に於て其假額の全部若くは一部を供給すべし州立感化院は既に廢止に歸せり一千八百九十五年　四百二十八章一條一千八百八十二年　百八十一章三條一千八百八十六年　三百三十章及一千八百八十八年二百四十八條公報八十九章五十條ー慈善局は二十二條の規定により其監督に付托せられたる兒童を監督より解除することを得普通の規定は公報百四十八章を見るべし

公法八十九章五十六條ー慈善局は犯罪の爲め監獄署に拘禁したる兒童を引取り教育扶助せんとする適當なる人を求め兒童監督權を有する感化院州立感化院役員一私人等に注告すべきものとす

從來慈善局の監督に付せられたる幼年犯罪者は常例として一時州立感化院に付托し然る後兒童の十歳以上のものと以下のものとを分つ十歳以下の兒童は婦人の有給巡視人附屬の所に居らしむ、州立小學校は現今廢止に歸せり而してライマン感化學校に付托すべきものは

全校に附托し其他は概ね家庭外に附托すべきものとす　一千八百九十五年　四百二十八章第一條ー第二章第一節第八の二項を見るべし

第六　怠惰兒童の待遇

何人にても八歳以上十四歳未滿の兒童の監督を預る者又は各市町に於て公立學校と聯絡を通じ八歳以上十五歳未滿の兒童の爲めに凡て無料にて器械の使用手工の訓練若くは或工藝教育を受けしむる所には其兒童をして其市町内所轄の學校に出校せしめ二週日に限り學校監督員又は學校委員の許可なくして欠席することを許すべし……一千八百九十四年　四百九十八章第一條

兒童が既に前條の如き教育を受け又は兒童能力若くは體力にして前條に規定せる出席に堪へず又は能ざるときは例外とす（全上）

前條の規定に從ひて兒童を入校せしむるは第一に父母後見人若くは兒童の監督に當れる者其責に任じ責任者の懈怠等に關する事柄は學校委員若くは怠惰兒童監督員の申告を受けたるときは科料に處せらるべきものとす　入校期限は入校の月より起算し一年を三十週内に於て許可欠席を除き欠席五日毎に學校委員又は怠惰兒童監督員の告發により兒童責任者より二十弗以下の科料を徴す但し科料ハ其市町管轄の公立學校費に供す

怠惰兒童の告訴に關することは「告訴の撰擇」の規定を參照すべし

怠惰若くは欠席兒童は怠惰兒童監督員の監督に引續き實際の條件付裁判に附することあるべし

各町村は怠惰、欠席、及校則を遵奉せざる兒童に對して取締規定を設け之を附令として發すべし（一千八百九十四年　四百九十八章十九條各町村は常習の怠惰兒童及七歳以上十五歳未滿の兒童にして正當の職業を有せず市街若くは公の場所を彷徨し若くは學校に入ることなくして無教育に成長する者及公立學校の正當なる規則校律を蹂躙する兒童に對して必要なる取締規定を設け如斯兒童の幸福を保護し町内の秩序を保つべし且つ各町村は此等の兒童の留置、訓練、教育をなすべき適當の設備をなすべきものとす）

警察署、地方又は府裁判所、始審裁判所及條件付裁判所は裁判管轄權を有し此種の目的の爲めに設けたる怠惰少年矯正學校若くは其他の適當なる場所に附托すべし但し其年限は二ケ年を超ゆることを得ず（一千八百九十四年　四百九十八章、十五條郡内に怠惰少年矯正學校を設けたるときは特に怠惰兒童の留置、訓練、教育を施すべき設備なき市町村は全所を以て以上の目的に併用すべし而して警察署、地方及府裁判所始審裁判所條件付裁判所は其管轄中に本案十九條及二十一條に規定せる犯罪者の出しときに其裁判管轄權を有し本案の規定に從ひ管轄郡内に設立せる怠惰少年矯正學校及連合怠惰少年矯正學校に附托すべし　一千八百九十四年　四百九十八章二十一條常習の怠惰少年市町村の街衢又は公の場所を彷徨する者一定の職業を有せざる者入校せず若くは無教育に生長する者或は頑強に校則校律を破る者等凡て本案十九條に規定せる附令に違反する者は即ち本案の規定に據り二年を超ゆざる期限尚此等の目的の爲めに設けたる矯正學校若くは其他の適當なる所に附托すべし）

怠惰兒童感化院の設立に關する規定は一千八百九十四年　四百九十八章十六條に設く

郡内に怠惰少年矯正學校設立したるときは其郡内の市町村にして特に此種の設備なき所は凡て怠惰兒童を此處に送るを得（一千八百九十四年　四百九十八章十五條十七條一右二條以外の條件は凡て此種の學校に於て兒童の費用に對する規定なり）

一旦附托せられたる兒童にして悛改の證據充分なるか及其他に解放すへき充分なる原因あるときは附托せし判事は之を解放することを得（一千八百九十四年　百九十八章十條）

ボストン府は當時怠惰兒童の爲めにウエスト、ロッキスバリーに於て感化院を建設せり其組織は家族制度にして慈善院委員學務委員共同的支配をなす其一部は目下建設濟なり

第七　科料に課すること

科料を課するに當り科料を拂ふべきものは實際其徵課額を負擔するに堪ふべきものなるや否を考察するを肝要とす

科料は暗に科料に處するの意を示して一定期間に兒童をして負擔を賠ふべき勞働を取らしむることを得而して其期間保證人（父母、後見人、監督員、慈善會員等）をして兒童を强制して課金を利得し又は貯蓄せしむべし

場合によりて科料を父母に課することあり此場合には其目的專ら奬勵にあり
科料不納の兒童を處分するに當り場所の撰擇に最も深く注意せざる可からず若し未だ甚
き惡風に染まざる兒童少年を驅て未決監獄署の如き最も罪惡に汚染し易き空氣に
晒して更に新しき犯罪者を作るが如くんば寧ろ初めより一の處分を施さゞるに若かずとす

十二歳未滿の兒童は勿論未決監等に入るゝを得す（第一章第一節第四項を見るべし）
公法二百十五章四條一科料に處せらるべき犯罪をなし科料若くは訴訟費用不納の爲めに未決監に拘禁せらるべきもの
は未決監の代りに監獄署に拘禁し又は未決監若くは監獄署に於て難き勞役に服せしむるを得
仝第六條一裁判所が科料若くは未決監の拘禁又は科料若くは州立監獄の拘禁に處すべき罪を犯したりと認むる者ある
ときは裁判所は犯罪者に對して條件付裁判附托の宣告を與へ宣告文に明示せる時期內に於て訴訟費を附帶せるときは
訴訟費用を含み然らざれは單に科金を納めしめ若し不納の節には法律の規定に從ひ是に適當する拘禁に處すべき命令
を下すべし
仝第七條一條件付宣告を受けたる者ハ直ちに裁判官の監督若くは未決監に拘禁し宣告命令の遂行を得るまで拘留すべ
し若し指示せる時限內に於て課金を納めざるときハ執達吏ハ直ちに宣告文の他の命令を執行すべし

サッフォーク郡に於て科料不納の兒童あるときはボストン府よりは一般に工藝感化院に移
せり工藝感化院は專ら犯罪階級の成年者の爲めに設けられたるものにして最も腐敗に汚染
すべき機會に接せしむるの虞あり（第二章第一節第九の六項を見るべし）

サッフォーク郡の他の部分よりは前條の如き場合に於ていハ一般に南ボストンの監獄署又は
チャールスヽ町の郡監獄に移せり（第二章第一節第九の六項及第八項を見るべし）

サッフォーク以外の各郡にては科料不納の場合には相互的に他郡の監獄署に送る
監獄署の如きは素感化の目的を以て設備したるものにあらず從つて其如何なる事情を以て
するに拘ハらず幼年犯罪者を此所に入るゝが如きは決して宜しきを得たるものにあらず他
の未成年者の場合に於ても科料不納の場合に交換的に此の如き場所を使用するが如きハ深
く謹愼を加へざる可からず

第八　感化院又は其他の幼年感化學校に附托すること

甲　州內の兒童にして七歳以上十五歳未滿のものは成年に至るまで「ライマン」感化院に入
るゝことを得而して近時に至るまで法律上七歳以上の兒童を許せりと雖も實際十二歳以下
のものを入れたることあるを見ず而して州立感化院の廢止より十歳又は十歳に及ばざる者
と雖ども「ライマン」の感化院に送るを得るに至れり然れども兒童監督委員は成る可く速か
に賄料を付して院外に置かんことを望めり（一千八百八十四年　三百二十三章、第三條一十五歳以上の兒
童は之を「ライマン」感化院に附托することを得す若し兒童引渡
の後二十日以內に於て信すべき理由によりて十五歳以上なることを知るときは監督委員は之を裁判所に告發して再審
に附すべし判事は事實の判決に關する法律の規定に從ひ其年齡に起れる疑問を判斷して前宣告を取消し更に其實際の

年齢に從つて下すべき宣告を改め下すべきものとす
公法第八十九章第二十三條(未項)—招喚狀に示せる時期に於て招喚狀を發せし裁判所及治安裁判所判事は男兒若くは女兒及其關係人を審問し訴訟に關する証據の調査をなすべし
全第二十八條—重罪にあらざる犯罪により條件付裁判所より有罪の宣告を受けたる兒童は二十二條の規定に據らざるときは感化院又は法律により幼年犯罪者の感化の爲めに設けられたる場所に附托せられ又は條件付裁判所判事の意見により其犯罪に對するの規定に從つて他の處罰を與ふることを得
全第三十四條—七歲以上十七歲未滿の兒童にして終身刑に至らざる禁錮に當る犯罪をなし上等法院若くは高等法院に於て有罪・認むるときは其裁判所は感化院に附托し又は法律に規定せる其他の處罰を加ふる宣告を下すべし
全第三十五條—凡て感化院又は授職學校に附托せられたる男女兒は監督員之を指揮して院內に居住せしめ習練、訓育、勞役等をなさしめ又は法律の規定により之を轉移し又は解除することを得兒童が悛改せし爲め又は二十一年に達せし爲め解放を得るときは全く宣告により與へられたる處罰及無能の解放となる
全第三十七條—州感化院に關する本章の規定は合衆國の裁判所又は治安裁判所判事の權限によりて附托せられたる兒童に準用す
州感化院の名稱は現今男兒の部に屬するものを「ライマン」感化院と稱す

一千八百九十五年　四百二十八章第一條—モンソンに於ける州立感化院は千八百九十五年七月第一月曜に廢止せり

「ライマン」感化院は州立にして、マサッチユセッツ州ウエストボローに設立せり其組織は家族制度にして都合八家族を有し一家族毎に二十五人乃至三十人を入る普通課程の外に最も意を手工の鍛錬に盡せり手工科中に手工初歩及精細なる木細工鉄細工等を包有す其他是等の兒童をして印刷、農作單純ある鍛冶工及其他此種の職業の實習をあさしめ又躰育を重じて其訓練を怠らす而して兒童は以上の課業に熟達したることを認むるときは之を家庭又は親戚に委囑して監視に附し學校委員常に之を巡視し場合によりては學校委員の見込により再び招還することを得、在院年限い平均二年以下とす評議委員會（男子及婦人より組織し州知事之を任命す）は感化院一切の管理を掌り慈善局の全意を得て兒童を「ステートフアーム」感化院に移し又は監督委員の全意を得てコンコルドに於ける「マサッチユセッツ」感化院に移すことを得—千八百九十五年　四百二十八章、第二條—州立感化院及感化院の……
……委員は爾今「ライマン」感化院授職學校委員と稱し州立感化院の廢止と共に當然消滅に歸すべきものを除き現在の信托、權利、權力及義務を有すること當の如し
全第三條—「ライマン」感化院及授職學校委員は監視を解放し及其意見により約定書を徵し或は徵せずして法律の規定に應じ委員の滿足すべき手段によりて調査し適當と認めたる上兒童の住所又は其他の場所又は家族に嘱して監督することを得而して委員は場所の穿鑿又は兒童の巡視に代人を用うることを得又兒童を監視に附するに當り兒童の姓名及
全第四條—「ライマン」感化院に附托せられたる男兒及授職學校に附托せられたる女兒の監督は委員之に任ず而して委員は委托期限の終らざる以上は何時にても一旦條件付裁判を解き又は以前の洲立感化院に附托せし兒童を再び招還して監督に附し以前附托せし感化院に呼戻すことを得又「ライマン」感化院又は授職學校に附托せられたる兒童は凡て二十一歲に達するまで滯留すべきものとす
全第五條—本案は千八百九十五年七月第一月曜日より効力を生ず

乙　男兒は又私立感化院に附托することを得

ボストン救兒院附屬授職學校に於て（會員は裁判所に出席す）凡て其兒童監督を負擔す兒童は遊惡、悖戻、頑執、不正直の者並びに逮捕若くは犯

罪の告發に遇ふ可き恐れあるが如き者の種類にして監督を依頼せし兒童の父母若くは後見人は或時期を限りて其監督を放棄す其時期は普通十八歳までとす、十四歳未滿の兒童は「バインヽファーム」感化院又は「ロック、ローン、ファーム」感化院に附托し數ヶ月乃至二年又は其以上在院せしめ耕作、家内工作及普通教育を教授す。場合により適當と認むるときは良家族に委ね(重もに農業に從事するものに)て業務を取らしめ恰も解除歸家の後に於けるが如く篤實ある監督を與ふるものとす

「セントビンセント、デ、ポール」救兒協會(舊敎の設立せるもの)―役員は常に「ボストン」市裁判所に出頭す―に於ては五年以上十五歳未滿の兒童は「エンゼル、ガーデヤン」感化院に附托し特別の事情あるときは一年間の期限内に於て十五歳の兒童を附托するとあるべし。在院期限は特に定限を置かず兒童改悛の模様により拘束の必要なしと認むるときは之を或家族に托し若くは父母に歸らしむ、雇主若くは父母は兒童の成績を報告すべきものとす若し成蹟好からざるときは再び感化院に招還することあるべし

丙　ボストン市に於ては十六歳未滿の兒童は成年に至るまで未成年者感化院に附托す　公報第二百二十章第十八條第二十二條

未成年者感化院は近時に至り從來一個の官設感化院等の設なかりしレンスフオード、アイランドに移轉せり。而して該感化院の組織は恰も舊制貧民院の如く雜居制なれども目下着々として改良の途に向ひ主として体育及商業教育を奬勵し悛改の蹟著るしきものは解放し退院の後と雖も監督奬勵を與ふるの方針を取れり

第九　成年未成年共通の感化學校に附托すること

甲　成童及壯年者はコンコールドに於ける感化監獄に附托することを得該感化監獄は州立監獄、未決監、監獄署、及工藝院等に拘禁せられたる犯罪者を容るヽ所にして此處に附托せらるヽものは三回以上の刑罰を受けすて又年齡は四十歳を超ゆざるものとす（亂酒の爲めに處罰を受けたるものなるときは三十五歳を超ゆざるものとす）。年齡の最低程は明文に於て制限せずと雖も實際は十五歳以上とす是れ即ち十五歳を過ぐれば「ライマン」感化院に附するを得ざるを以てなり。然れども或特種の事情あるにあらずんば十八歳未滿の兒童を感化監獄に入るヽは甚だ好ましからざることなり、現今其平均年齡は二十一歳とす　第五條―州監獄、未決

監及監獄署等に拘禁せらるべき犯罪をなせし男子は本規定に從ひ「マサッチセッツ」感化監獄に入るものとす
第二條　其科料たると刑罰たるとを問はず三回以上の處刑を受けたるものは該感化監獄に拘禁せしむることを得す
一千八百八十八年第四十九章第一條年齢四十歳を超過したるものは「マサッチセッツ」感化監獄に拘禁することを得す
一千八百九十二年　第三百〇三章
十五歳より十八歳の間の年齢の兒童に對し「ライマン」感化院及感化監獄の中間に位する他の感化學校を要せざるか又全年間の兒童は感化院委員の承諾を得て感化監獄より更らに「ライマン」感化院に移轉せしむることを得るの規定を設くるの必要なきか是等は頗る考慮を値する問題なり

四人は工業、商業及び小學程度の教育を受け嚴重に勤勉に服し悛改の成蹟擧りたるときに於て條件付裁判の解除を得若くは最終期限に至るまて順次其課程を修むべきものとす。又條件付裁判の解除を得しものは解除後監視に附し最終制限に至るまては監視人の意志により何時たりとも感化院に召還せらるべきものとす　一千八百八十八年　第四十九章第四條一條件付裁判の解除及解除せる條件の違背によりて再附托すべきことを規定せる一千八百八十四年　第三十三條及三十四條の條項は「マサッチセッツ」感化監獄拘禁の宣告を受けたるものにも適用すべきものとす

道徳及宗教々育を受けたるものは監督者の下に互に交通することを得但し夜は房室を分離すべきものとす。宣告書には入監期限を確定せす習慣上二年或は五年とし只極めて特別の場合に限り此期限を增加するを得又成年者は他の監獄より宣告刑期間此處に轉監し兒童は「ライマン」感化院より成年に至るまての間轉監せしむることを得　一千八百八十六年　第三百二十三章第一條一第四條一第五條

第一條一感化監獄拘禁の宣告を與へし犯罪人に對し其宣告を與へし裁判所若くは始審裁判所判事は入監期限五年以上に超ゆるにあらされは一定の年限を定めすして只感化監獄拘禁の宣告を與ふべきものとす

他の犯罪の宣告を受けたる者殊に亂酒又は無籍の罪に據る者を拘禁すべき所はブリッヂウオターに於けるステート、ファーム痴狂監獄とす

乙　前條列記の外に市外(郡)未決監及監獄署等ありて此等は多く囚人悛改の疑はしきものを收む而して專ら犯罪者各個の事情に應して適用すべきものにして一般よりすれば監獄署及未決監は青年の犯罪者を感化して良市民たらしむるに適當したる所となすを得ず

ボストンに於ては犯罪者は科料の不納若くは窃盗、亂酒其他の罪科の爲めに一月以上二年以下の禁錮を宣告せられたるものなるときはデールアイランドに於ける工藝院に拘禁するものとす。該工藝院は雜居制にして先天的犯罪者たるべき階級の成年者の爲めに設けたるものにして犯罪人群をなし一層腐敗せる犯罪人は交通するに自在ある機會を有し決して囚人の悛改を導くべき所にあらず

ボストン及サッフォーク郡内の他の部分より少年及成年者は南ボストン「サッフォーク」郡監獄署又はボストンに於ける「サッフォーク」未決監に拘禁の宣告を與ふべきものとす

「サッフォーク」郡監獄署の不完全なることは既に業に世の定論ある所にして今は只其改革の一事あるのみ而して此變改の行はるゝに至るまでは如何に適當なる典獄を得るも決して囚人悛改の成蹟を望むこと能はず。現に同監内に於て廻廊に睡眠をなすものあり又各棟屋相密邇せるが故に囚人の交通を得せしむるの弊あるを免れす勞役は週間絶間なく之に服せしむ

「サッフォーク」郡未決監は審問を終へざる証人及犯罪人の爲めに設けたるものなれば勿論幼年者の拘禁に適當せず

第二節　女兒

第一　家庭に於て條件付裁判に付すること

家庭の現在事情にして適當と認むるときは奬勵監督の方法を與へ直ちに家庭に於て條件付裁判に付すべし

甲　條件付裁判の役員はボストンに於ては婦人其職に當り婦人及女兒の條件付裁判の監督をなし又一般に市裁判所より條件付裁判に付せられたる凡ての女兒監督を擔當せり然れども一般の慣例に從へば女兒の條件付裁判は男子の役員之を掌るべきものとす（一千八百九十一年第三百五十六章三條―九條―）

乙　慈善局の責任に歸するものは局員之を代表す或裁判所に於ては一私人に條件付裁判に付せられたる女兒の監督を委托することあり即ち公共心に富み鄉黨に勢力を有する市民を擧けて其職責を負はしむ。最も好良なる方法は學校教師をして共同して其監督に當らしむるにあり。（第二章第一節第四項の註を參照すべし公法第七十九章第二條―一千八百八十三年第百十章）

左の協會い時に依りて家庭條件付裁判に付せる女子の監督を負擔することあり（第一章第九を參照すべし）

「ボストン」救兒協會、「セント、デポール」感化院

第二　家庭外に於て條件付裁判に付すること

家庭の現狀女兒の監督に宜しからざるときは之を他に移すべし即ち適當なる親戚若くい他の家族又は學校感化院等の監督に托して條件付裁判を行ふべし

「ボストン」救兒敎會は時々帖戻なる女兒を引受けて之を適當なる家族に托し會員は始終監視誘導せり。或特別の場合を除き該會に於て監視すべき女兒は通例十四歲以下にして十六

歳乃至十八歳に至る迄該會の監視を受くべきものとす

「セント、ビンセント、デ、ポール」感化院は如此女兒は「グードシュッァード」感化院に入らしむ（第二章第二節第九の五項を參照すべし）

亂酒女子監獄（第二章第二節第九の八項を參照すべし）

「ボストン」北端傳道協會（第二章第二節第九の九項を參照すべし）

女子出獄人臨時保護會（第二章第二節第七項を參照すべし）

第三　後見人の任命

後見人の任命は適當なる人を撰出し其承諾を得て一切監督の責任を負はしむ。後見人に對する特別の規定は凡て前章男兒後見人と異ることなし

第四　扶養義務者なき者委棄されたる者若くは貧兒の待遇をなすこと

女兒は幼年犯罪者の待遇をなさずして放恣、怠惰若くは貧兒と仝一の待遇をなすべきものとす

甲　十四歳未滿の兒童にして相當の手續を爲せし後後見人を有せざる扶養義務者なき者委棄されたる者若くは貧困のものなることを明にしたるときは「マサッチユセッツ」惡少年保護協會若くは「ハンプデン」郡救兒協會の監督に付すべきものとす　公報第四十八章第二十二條―二十六條

乙　十四歳未滿の兒童にして怠惰及不德の境遇に陷いり若くは人の慈惠に依賴して成長するものなるときは裁判所及治安裁判所判事は一定の住居を有せざるものは慈善局に一定の住居を有するものは貧民保護員（ボストンに於ては感化院の委員）の監督に付するものとす但し其監督期限は成年に達するまでとし若くは夫れより短期限たるべし。慈善局は監督すべき兒童を州、府、市立の感化院或は一家族に附托することを得又其意見によりて其附托を解くを得べし。若し又法定住所の所屬管轄內に是等の兒童保育の爲めに法律に準したる感化學校を有せざるときは其女兒は慈善局の直接監督に附托すべきものとす　男兒の部に於ける註を參照すべし

一千八百九十四年發布の法律（四百九十八章第二十八條）は又十六歳未滿の兒童にして不德放恣の境遇にあるものの爲めに臨時の規定を設く然れとも法律に示せる條件を備へざる市町村に適用するものとせるを以て實際此規定を用ゆる場合極めて稀なり　男兒の部に於ける註を參照すべし

第五　慈善局の監督に附托すること

幼年犯罪者及怠惰の女兒は慈善局の監督に附托す。普通此の如き附托は未成年者の爲めにし而して慈善局は女兒を家庭外に移し若くは約定書を徴し若くは受托の申出を拒絶し若くは州立女子授職學校に入るゝか如き其他々の場所を撰び若くは條件付裁判を解除する等凡て監督に對する處分の全權を有す從來幼年犯罪者の該局の監督に附せられたるものは十歳までは該局其費用を負擔し一時州立感化院に置き後他に移せしか現今州立感化院廢止に歸せるを（第二章甲第八ィの二項註を參照すべし）以て州立授職學校に附托するにおらされば大概家庭外の他の場所に附托せり。十歳以上のものは副巡視人附添ふ。副巡視人は無給にして慈善局の指揮に從ふ十歳以下の女兒は有給婦人巡視人附添ふ。第二章第一節第四ロの二項訂を參照すべし

公法第九十八章第二十二條（第二章第一節第五一項註に引用す）一千八百八十二年　第百八十一章第三條一千八百八十六年　第三百三十章及一千八百八十八年第二百四十八章（第二章甲第四ロの一項註に引用せり）公報第八十九章第五十條（第二章甲第五一項の註に引用せり）及第五十六條（全上註）公報第百四十八章

第六　怠惰女兒の待遇

登校生及怠惰兒童に關する法律は男兒女兒共に全一規定の支配を受く即ち第二章第一節の第六は凡て女兒の場合に準用すべきものとす

怠惰兒童感化院中男女兒童を共にする所あり是れ明らかに望ましからざる組織なり

各地に於て女兒は怠惰の爲めに法庭に告發せらるゝもの少し是れ或地には實際怠惰に屬する女子なき事由によるものあれども多くは怠惰の者なきが故にあらずして女兒に對して適當なる設備なきより怠惰兒童取締員は怠惰の下に告發せざるを以てなり

第七　科料を課すること

科料を課するに當り科料を拂ふべきものは實際其徴課額を負擔するに堪ふべきものなるや否やを考察するを肝要とす

科料は實際女子の負擔すべき義務を有して其負擔に堪ゆべき場合に於て暗に科料に處するの意を示し一定時の間に女子をして其負擔を果さしむべし而して其期間女兒は保証人（父母、後見人、條件付裁判所監督員、慈善局員、この監督の下に其金額を節約利得すべきものとす

場合によりて科料を其父母に課することあり此場合に於ては其目的專ら事業奬勵に資せん

が爲めなり

科料不納の女兒を處分するに當り女兒又は若き婦人を悛改に不適當なる場所に拘禁するが如き不都合あき樣深く注意せざる可からず。若き婦人を驅りて監獄署、勞役監又は未決監に投することは從來往々行はれし惡弊なるが若し此の如き事をなして更らに墮落の素を作るが如くんば寧ろ初めより一切の處分を施さゝるに如かざるなり　勿論十二歲未滿の女兒は之を未決監に拘禁することを得ず（第一章第一の四項を見よ）

第八　州立女子授職學校に附托すること

本州内に於て十七歲未滿の女兒は成年に達するまでランカスターに於ける州立女子授職學校に附托することを得、法律の規定によれば七歲の女兒も之に托するを得れども實際十二歲以下のものを入るゝことなし　公報第九十八章第二十二條―慈善局の要請により男兒若くは女兒は前記の告發を受けたるときは其告發を受理せる裁判所及治安裁判所判事は該局に於て其兒童を受取り及約定書を徵し若くは私人の監督に托し或は州立感化院に入れ其悖戾御し難きの証據充分なるときは二十一歲若くは其以下の年齡まで男兒は感化院に女兒は授職學校に附托する等の權限を與ふ。而して該局は其約定書を徵し若くは一私人の監督に托せる兒童に對し州立感化院に於て兒童を支持する費額を超ざる限度に於て其兒童扶助費の全部或は一部を負擔すべし

州立感化院は現時廢止せらる

全第二十三條―召喚狀に指定せる時刻に於て裁判所若くは治安裁判所判事は告發せられたる兒童及關係人を審問し及其事實に關する一切の証據を調査すべし

全第二十五條―裁判所及治安裁判所判事は女兒の怠惰若くは無宿又は窮困怠惰等の爲め街衢、公道、公の場所に徨ふの又は乞丐の告訴を受けたるときは二十條二十三條の規定に從ひ之を授職學校に附托す

全第二十九條―條件付裁判所判事は重罪に當らざる犯罪をなしたる女兒を有罪と認めたるときも第二十二條の規定に從ひ之を授職學校に附托と現今の授職學校在籍女兒を規定せる法律を遵奉せしむ又判事の意見により其犯罪に該當せる場合の外之を授職學校に附托せられたる男女兒は二十一歲に達するまでは校内に於て監督員の命令を奉じ習練訓育を受け勞務に從ふべきものとす又法律上他に移轉せられ若くは解除せらるゝことあるべし

全第三十一條―感化院又は授職學校に附托せられたる男女兒は二十一歲に達するまでは校内に於て監督員の命令を奉じ習練訓育を受け勞務に從ふべきものとす又法律上他に移轉せられ若くは解除せらるゝことあるべし

授職學校は州立にして家族制度に基き一家族二十五名とす「ライマン」感化院及授職學校姿員は監督を掌り又事務を處理し其組織頗る完備して職員又老練なり女兒は服務の際は其性質に應して場所を撰めども在校中は一舍内に雜居せしむ普通は十二ヶ月乃至十八ヶ月とす。在校中は嚴密なる監督注意を以て普通敎育及裁縫其他の實地勤勞の習練を爲す。退校の後は或家族の雇役に服せしめ監督員は時々巡視し監督員の意見により再び校内に還戻せしむることあるべし。監督委員は成年に至るまで監督の全權を有し猶は節約勤儉を命ずるの權をも有せり

授職學校在校の女兒にして相當の理由あるときは在校義務の解除を得又時により婦人感化監獄、「ステート、ファーム」感化院に轉せらるゝことあるべし

第九　成年未成年共通の感化學校に附托すること

（イ）本州内十七歳以上の女子にして禁錮の處罰を受くべき罪を犯したるものはシャーボルンに於ける婦人感化監獄に拘禁すること

（ロ）女兒及婦人は各種の私立協會に於て之を引受くることを得第一章第九を參照すべし

（ハ）本州内十七歳以上の女子にして禁錮の處罰を受くべき罪を犯したるものはシャーボルンに於ける婦人感化監獄に拘禁すること

歳以上より感化監獄に拘禁すべきものとせり。十七歳以下にありては或る特別の事情あるにあらざれば

公報第二百十五章第十四條―婦人にして未決監、監獄署、勞役監の拘禁に處せらるべき罪を犯したるものは婦人感化監獄に送ることを得但しが百五十四章第十八條に規定せる場合を除き其年限一年より短きことを得ず。此除外の規定千八百八十五年　第二百十八章第一條―によりて廢止し更に犯罪婦人（千八百九十四年の法律案第二百六十四條の場合を除き一年以内の期間に於て婦人感化監獄に拘禁するの宣告を與ふることを得ずとせり

拘禁期限は十二ヶ月より短きことを得ず然れども囚人が刑期終了の前と雖とも監獄委員の意見により之を出獄せしめて條件付裁判に付し若くは約定證書を徴して内業に從事せしむることを得。囚人は普通教育の外に洗濯牛酪の製造農作、養蠶及裁縫等を實習せしむ。其感化制度は良成績の顯はるゝときは等級を進め又い條件付裁判を解除して漸々悛改に導くにあり前註第一參照

公報第二百二十一章第十二條―監獄委員及婦人感化監獄に拘禁せられたる囚人が悛改の實蹟顯れりと認むるときは適當の條件を付して拘禁を解くを得但し刑期終了に至るまで（何時たりとも解除の取消をなすを得。然れども人身若くは財産に對する犯罪人は宣告を與へ裁判所の全意なきとき上等裁判所の宣告を受けし犯罪人が有罪と認定せられたる地方の狀師の全意なきときは監獄委員の職權を以て自由を與ふることを得ざるものとす

（ロ）女兒及婦人は各種の私立協會に於て之を引受くることを得第一章第九を參照すべし

ボストン及其他の各地方に於て如斯種類の協會傳道會等數多ありて感化すずき者の性質に應じ其適當なる所を撰むは常に困難を感ずる所なり故に慈善明鑑（「ボストン」慈善會社刊行は最も必要とす。今以下列擧する所はボストン並びに其近傍地に設立せる各種協會中最も重要なるものとす

「セント、ビンセンド、デ、ポール」救兒協會は會員を裁判所に派遣して條件付裁判に附せられたる者及其他の者を受取る。女兒は八歳以上にして「グード、シェファード」感化院に入る此所は墮落せる婦人及忤戻なる女兒を感化し又五歳より十五歳若くは其以上の女兒にして危險の境遇にあるものを保護する場所にして勤勞及宗教道德の修養並びに讀書作文等をなさしむ。同所には二百人を入るべき準備あり。留置期限は一定せず女兒成績の結果解放するも充分安全なりと認むるときに於て是を家庭に送り又は一家族に附托し兩親又は雇主より不安固の報告あるときは再び同所に呼戻すものとす解放後女兒の監督は一に此報告に依るのみあり

慈善明鑑九十七―百頁を參照すべし

女子矯正院は專ら自ら改良を望み若くは親戚後見人等の依囑を受けたる墮落せる婦人及怍戻ある女兒を感化する所にして規律頗る整ひ婦人女兒をして充分慰安を得せしむるの備をなせり在留年數は二ヶ年の定めなれども兩親及後見人の意志に據るものにして本所は强制抑留の權力なし。年齡は十二歲以上三十歲以下と規定せるも二十一歲以上のものは之を見ることあし感化すべき女兒ハボストン市並びに市外より之を求め之に普通教育裁縫及內業を敎授す。感化方法は厚き仝情と感化に適當する職業及宗敎の力に據れり、女兒の當所を退く後には之をして善良なる家族の奉公をなさしむ

女子出獄臨時保護會は代理人を裁判所に派遣して條件付裁判に付せられたる婦人を受取る其白人及銅人たるを問はず繫囚せられ又は逮捕に遇ひし孤獨無宿の婦人は之を收め內業及裁縫等を習練せしめ後州內に適當なる家族を求めて奉公せしむ、養育院は繫囚せられし滿期後の女兒を收む（慈善明鑑第九十七一第百頁を見る可し）

亂酒女子監獄は專ら醫術的方法及道德的感化に依り放恣なる婦人にして感化を望むもの及阿片を喫する婦人を救治するを目的とす。自己の希望による者又は條件付裁判に付せられたる者を收め其留置期限は最短期十二週の制限なれとも成るべく其長期を奬勵せり重に洗濯裁縫を習練せしめ各自適當の地位を周旋し解放の後と雖とも監督を繼續す（慈善明鑑百〇二頁を見るべし）

「ボストン」街北傳道敎會は放恣又は墮落せる婦人にして感化を欲するものを收め留置期限は六ヶ月にして（多少役員の意見を參酌す）年齡三十五年以下とす宣敎師裁判所に出張して條件付裁判に付せられたる婦人を受取る又婦人自身の請願によりて入ることを得べし洗濯裁縫等を實習せしめ解放の後は朋友に委托し或は一定の職に服せしむ（慈善明鑑九十九頁を見よ）

其他此等の目的の爲めに設けられたる墮落婦人の救助會傳導協會等を擧ぐればカーバー街の「マシー」舘スタニフオード街の「メヲナ」舘ボストン街及ボルトランド街の「イースト、ウオータータウン」傳導協會等なり

（ハ）サッフオーク郡に於てボストン及び其附近の婦人は「サッフオーク」郡監獄（南ボストン街）及「サッフオーク」郡未決監（チャールス街）に宣告す

監獄署には既に記載せし如く（第二章第一節第九の八項を參照すべし）悛改の望みある婦人特に若き婦人は他に避くべきの便宜を有する限り拘禁せざるを良しとす

未決監は重に未決の犯罪人及証據人等を裁判終了に至るの間拘禁する所にして素より幼年犯罪者を入るべき所にあらず

他郡に於ては婦人を郡未決監及監獄に送ることなるが婦人及女兒の性質並に拘禁すべき場所の狀態を明にするは最も肝要の事なり。而して凡て州内の未決監監獄等は婦人感化監獄に劣ること甚しきは勿論悛改に導くの道を有せざるなり

ボストンに於ては婦人を「シャボールン」監獄署に送るを不必要と認め若くは判事長期間如此場所に拘禁するを欲せざるときはデーア島に於ける工藝院に拘禁することを得、是れ未だ舊制を脫せず男女兩囚を包有し女兒及青年婦人をして解放後正道を步ましむ可き訓練を與ふるに足らざればなり

婦人は又ブリッヂウオターに於ける「ステード、フアーム」感化院に送ることあり

マサッチュウセッツ州 幼年犯罪者及未成年犯罪者法律提要 終

「ウアーベルン」懲治院規則

「ウアーベルン」懲治院規則

第一章　院ノ目的

第一條　カツセル縣知事の監督の許にある「ウアーベルン」懲治院は少年、尚之を詳言すれは滿十二才以上滿十八才以下の基督新敎を信奉する男兒にして處刑せらるへき行爲を犯し刑法第五十六條に照し裁判所の判決によりて懲治院に入院すへきものを收容するものなり。

本院は百八十名の懲治人を容るゝの設計とす

本院は懲治人に學業を授け敬神の道を傳へ規律と風紀とを守らしめ又勤勉の習慣を養はしめ以て社會有益の人物たらしむるものとす。

第二章　院ノ官吏

第二條　院には院長一人を置く院長は自ら責任を負ふて院を管理す各個の事務を掌理せし

む る爲には教師三人、書記一人、家族長一人、主事（ヒユーレル）若干人及び必要の雇員を置く。

院長は内務大臣之を任命し、其他の官吏は縣知事之を任命す、教師及主事は通常數年間の見習勤務を終へたる後始めて確定的に任命せらるゝものとす。

第三條　官吏は總て協力一致以て本院教育の目的に適合し風紀を嚴にし生徒に對するには慈愛を旨とし可成的生徒と官吏との間柄をして恰も規律整然たる家族の如くならしめんことを計るへし、官吏は品格を備へ、職責を盡し生徒の摸範となり且つ生徒の身体及精神上の健康を計るか爲には家族長たるの配慮を施し生徒の信任と愛慕とを博すへし。

第四條　各個官吏の職務執行に對する規定は左の如し。

一、院長は特に前段に掲けたる教育の原則に從ひ教授に參與し又教育の全体に關して其各部に付常に自ら參與すへきものとす。

二、院長は豫算に依りて定められたる金額の範圍内に於て院の資金を使用す、豫算超過する時は縣知事の承認を承けさるへからす、院長は官吏か務職を懈怠したる場合に於ては訓諭勸告及譴責を加へ其效あらさるときは懲罰として金額九「マルク」までの罰金を科す可し、又院長は官吏に四日までの賜暇を給することを得、四日以上の賜暇は縣知事に申請すべきものとす。

三、院長は四日間までは賜暇を得すして院を欠勤することを得四日間以上欠勤せんとするときは縣知事より賜暇を受くるを要す。

四、院長は毎豫算年度末に於て院内に生したる事項及び各部の管理に付き詳細なる報告を縣知事に提出すへし。

五、教師は院長の指揮を承けて各自擔任の斑（アブタイルング）に對し宗教上の儀式を守り擔任生徒の教授及教育を掌り學校の内外に於ける生徒の擧動に注意し且つ生徒を嚴格と親切を以て取扱ひ生徒の教師に對すること恰も其子の慈母に於けるか如くならしむべし。

六、教師は各生徒に付き考査（エルチーフングスリステー）表を作り毎月其品行及學業進歩に付ての考査と特種の事項に付ての備考を之に記入すへきものとす。

七、各教官より課すへき日課は毎週二十六時間を超過すへからす教官は院長の命により各自

擔當の班に對し書信往復を行ふの義務あるものとす書信の住復は懲治人と其家族との間に行ひ又は懲治人の一身上の關係を調査するか爲め幷に退院後本人を他に寄寓せしむる爲め又は差當り注意を加ふるか爲め其他懲治人の利益の爲めに必要ある場合に於て之を行ふ。

敎師の職務を補助せしめんか爲め各敎師に主事一人附屬せしむ主事は敎師の命令に服從すへし。

院長差支あるときは主席敎師之を代理す但し縣知事は他に院長代理の處分を行ふの權を留保す。

敎師は院長の命に依り交代して所謂日直勤務に服するものとす日直を命せられたる敎師は其當日起床食事及ひ臥床の際に立會ひ且つ本則第十八條によりて祈禱を指揮す。

書記は院の各帳簿に記入をなし又全體の事務に對し記錄掛、往復掛、庶務掛の事務を執るへし。

書記は又金錢出納官吏を兼任し其資格を以て金庫を管理す（金庫管理及ひ計算に關しては後段第四十五條參照）

家族長は院の各部に於ける淸潔及ひ秩序に注意し經濟を管理し各種の家具、衣服、洗濯物、寢台、臥具等の備品に付き簿記及ひ計算をなすへきものとす。

家族長は備品目錄に揭けたる總ての物品に出來能ふ限りは B.A.W.（リアーベルン懲治院）の印を押捺することを忘る可らず。

各班指揮の助手として敎師に附せられたる主事は擔當班の懲治人に對し絕へす嚴重なる監督を怠る可らず。

家族長は生徒の性質を知悉せんことを圖り依て懲治人に對し適宜の敎育を施すを得せしむへきものとす、主事は所屬の敎師と協力して事に當り懲治人に付き觀察したるものは其事項の如何を問はす之を敎師に報告し且つ其指揮に服從すへき者とす、主事は鄭重なる方法を以て敎官の差圖に對し異存を申立つるを得、又敎師の命令に對して大に懸念を懷くときは其旨を院長に申出つるを得るものとす、主事は敎師の差圖によりて懲治人の敎授に參與し學校作業の調製を監督し住室及ひ寢室の秩序及ひ淸潔に注意し又自ら責

任を負ふて擔任班の備品目錄所載の物品幷に被服及び臥具の取扱に注意し且つ破損品の修繕幷に廢業品の補充を家族長に申立つへきものとす家族長は擔任班の生徒を寺院及び散策に伴ひ其遊戲及び休憩に注意し且つ其品行方正ならしむることに注意すへきものとす。

工場主管の主事は擔當の懲治人に對しては充分に手工を敎授すへきものとす。此目的を達せんか爲め自ら其作業に加はり懲治人をして作業に勉勵せしめ且つ好成績を得せしむることに注意し且つ善良ある工匠か徒弟に對して負へる義務は總て之を盡くすへし該主事は自己に委托せられたる材料及び工具の使用及び消費に注意し院長の指圖により其使用及消費に關し簿冊に記載すへし。

庖厨及び洗濯所主管の主事は食物の調理及び風味に注意し洗濯物は之を清潔ならしめ委托の材料に付ては家族長たるの注意を加へ擔任の懲治人に對しては監督を怠らず且つ懲治人をして勉勵清潔ならしめ又規律を守らしむへきものとす。

病院の管理を委任せられたる主事は入院したる懲治人の看護に注意し醫師より委托せられたる輕症の治療及び簡易なる外科手術は技倆を有する限りは之を施し又藥局を管理し器械藥劑等の如き病院の備品に就き記錄及び計算を行ふへきものとす。

園圃管理人となりたる主事は院長の指圖により田園の經理を行ひ擔當の懲治人をして田園に於ける作業を勉勵せしむることを計り田園の出費及び收益に關し規定の帳簿に記載すへきものとす。

夜間の警戒勤務を命せられたる主事は睡眠時間中は注意して寢室を監督し兼て寢小便を爲す者と認め置きたる者は規定の時間に之を起して其用便を達せしむることに注意し又猥褻の所業を行はしめさることに注意すへきものとす。

院長の指定したる主事二名は懲治人の寢室に眠るものとす夜間勤務には院長の命に依り交代して從事するものとす院長は寢室に眠るへき主事には主として未婚の者を以て之に充つへし。

其他主事は總て院長の指圖によりて互に代理し且つ其作業に就ても互に相補助すへきものとす。

第五條　院長主席となりて毎日教師、書記、家族長及び院長より列席を命じたる主事の會議を開き院の出來事及び其處分に付き評議すへし。

第六條　各官吏は院長の命によりて代理若くは其他の場合に於て第四條に掲けたる主任の職務に属せさる事務及び臨時に委任せられたる事務を擔任すへき義務あるものとす。

第七條　官吏は決して院の需用品供給者懲治人若くは其親族より贈與物を受け若くは金錢を借受すへからさるものとす官吏は又懲治人宛にて到達したる信書は院長に通知せすして之を本人に傳達すへからさるものとす懲治人に傳言を傳ふるも亦同し。

第八條　院内の醫師及び外科醫の職務は嘱托の醫師を以て之を掌理せしむるものとす醫師は病院及び藥局の管理を命せられたる主事に必要なる訓令を下し又藥劑の消費に關する主事の記帳を監督すへきものとす醫師は毎月少くも一回院の會議に列席するものとす。

醫師は患者總員の治療に關し日記簿を作り年末に至りて衛生報告を作り之を院長の年報と共に呈するものとす。

第三章

甲　院の管理

懲治人收容手續

第九條　入院は縣知事の命令により之を行ひ又は完全なる判決文の公正謄本及び裁判書類中より拔萃したる入院者の身上報告を添付して檢事局の請求ありたるとき之を行ふものとす院長は必要ある場合に於ては本籍官廳幷に本籍地の僧侶若くは其他適當ある者に向ひ入院者の一身上及び家族上の關係幷に拘禁前の品行に關する詳報を取寄せ且つ本人の人柄を判知するか爲めに必要なる限りは檢事局に向ひ豫審書類の送致を請求すへきものとす

第十條　引渡されたる懲治人は日中は何時たりとも收容せらるゝものとす但し閉鎖後に引渡ありたるときは翌朝まて特別室に收容せらるゝものとす

引渡されたる各懲治人の收容は編入せらるへき班の教師を可成的列席せしめて院長之を

行ふものとす懲治人は原簿に登錄して之を家族長に渡すものとす家族長は病院管理を擔當せる主事を列席せしめて之を沐浴せしむ主事は此際入院者の体質併に其疾病を査確し其意見を院長に報告すへきものとす

右の手續をなしたる後懲治人には院の制服を着せしむ懲治人の携帶したる器械及物品にして院の安寧及び秩序を害すへきものと認めらるへきものは之を預り置き本人は之を擔任教師の面前に引致す教師は本人に向ひ院則を告け且つ本人の學識、道徳及宗教上の素養及び其材能を試驗す試驗の成績は教師之を其考査表及び懲治人の身上書類に記入す身上書類ハ便宜之を追加して將來に保存するものとす

第十一條　新に收容せられたる各懲治人は醫師の出勤せる場合に於ては直に其醫師の診察を受け醫師は其体質特に其作業に堪へ且つ各機關の完全なるや否やに付き充分の檢査をなし意見を身上書類に登載する者なり、醫師は身体檢査を行ふの際懲治人か成規の通り種痘を終へたるや否やに就き取調べ且つ必要ある場合に於ては再び種痘し又は院長に向て種痘證書の取寄を請求すへし疾病の儘引渡されたる懲治人は醫師に於て必要と認むるときは即時之を病院に收容すへし

乙　懲治人の取扱に關する規定

一、懲治人の區別

第十二條　懲治人は之を三班に分ち各班とも教師一名及び主事一名ありて院長より委托せられたる異りたる年齡及び身分の兒童を通常退院に至るまで預り教授及び教育の統一を計るものとす、但し教師は主として教授を管理し、主事は專ら各班懲治人の作業及最も虚弱ある懲治人の教授を管理す教師及び主事は常に相提携して事に從ふものとす。

第十三條　必要の場合に於ては各班は之を三級に分ち甲級は十六歳以上の懲治人とし、乙級は、十四歳より十六歳迄の懲治人とし、丙級は十二歳より十四歳までの懲治人とす。

甲級及び乙級は進歩的教育の教授を受くるに過ぎさるものとす、但し其方法の規定は院長に委任するものとす、丙級は充分なる小學教育を受くるものとす、甲級及び乙級の懲治人にして尚充分なる教育を受くるの必要ある時は丙級に在て之を受くるものとす

第十四條　各班に對しては其班に於ける擔任の敎師主として其責に任する者とす。

二、日課

第十五條　院内の規律及び時間割は附錄甲號に掲けたる日課表により定むるものとす

三、食物、被服、寢床

第十六條　食物及び寢床は附錄見積書（附錄乙號及丙號）によりて之を支給す。

食物豫算表に掲くる定量は平均額を以て計算したるものとす、各懲治人に對する食物の分量は年齡と体質とに應じて適宜之を定むへし

食物の調理は主事之を行ふ、院長は懲治人の若干人を之に附屬せしめ調理を補助せしむ。

懲治人は三十人に付食卓一個の割合を以て六個の作業室に於て食事す、各食卓には主事一人ありて食物を配分し、且つ共に食事す、庖厨より食物を運搬すること其他食事前後の用事の如きは當該班の懲治人之を行ふ。

食物は懲治人をして滿腹せしむるを度として給與せらるへきものとす、主事は懲治人をして過食をせしめさること及び行儀よく食事せしむることに注意すへし。

第十七條　褥布及襯衣の製造補綴及び修理及び被服の製造は可成的懲治人をして之を行はしむへし

四、衛生

第十八條　健康を維持し且つ奬勵するか爲には戶外に於て作業を課すると共に、賄に注意し、淸潔を重し且つ適宜の運動をなさしむることに注意すへし。

院長は佳良なる食物の材料調達に注意し且つ其調理法を監督すへし、食物は院長若くは日直敎師に於て之を試驗し、其調理の佳良なることを試驗したる後にあらされは食堂に之を交付すへからす、麵麭は燒さたる後三日を經過せすしては使用すへからす。

第十九條　各懲治人は起床後直に顏面、手、首及び胸を石鹼にて洗滌し、口中を洗ひ、齒は齒磨揚子にて掃除し、且つ頭髮を梳るへし、胸及び首を洗ふときは襯衣を脫下すへし、懲治人は各自に手巾を受くるものとす、遲くとも二十分間に洗滌及び着服を終らさる可らす

第二十條　夏季に於ては壯健なる懲治人は監督の許に每週一回河水に浴し、冬季には少く

とも十四日毎に一回院の浴室に於て温浴すへきものとす、足部の洗滌は必要に應して之を行ふ、但し冬季に於ては少くとも毎週一回土曜日に於て之を行ふものとす。

疾病及ひ虚弱なる懲治人の沐浴は醫師の命令によるにあらされは決して行ふ可らす。

頭髪は必要により梳の歯よりも少しく長き位に斬り、手足の爪は十四日毎に之を切るものとす。

第廿一條　襯衣懐中手巾及ひ手巾は毎日曜日に取換へ「ズボン」下は使用し得らるゝ限りは十四日毎に取換ゆるものとす、首巾は嚴冬の期節に限り給與せられ、褌布は四日毎に取換へらるへきものとす、インジアフアーセル麻製の臥褥は五年毎に塡換を行ひ、枕及ひ蓐褥内の藁は必要に應して之を與ふ、但し少くとも三年毎に塡換を行ふものとす、床被は八日毎に戸外に於て打清め、且つ二年毎に洗濯す。

第廿二條　院の各部に於ける清潔法及ひ適宜の通風法に付ては充分に注意すへし、之か爲め温暖の季節に於ては工場及ひ講堂の窓は常に之を開き、寒冷の季節に於ては休憩時間中暫く開き置くへきものとす、寝室は終日之を開き、工場は作業を終りたる後に二三時間開き置くへきものとす

床（エカ）は毎日掃除し且つ少くとも毎週一回洗ふへきものとす、嚴寒の季節には四週間毎に洗ふへきものとす、廣間小室及ひ廊下は毎年少くとも一回洗滌するものとす、家具及ひ器具は常に塵埃に塗れさる樣注意し、窓は毎日襤褸切を以て掃除し且つ必要あるときは時々石鹸水を以て洗滌すへきものとす

便器は毎朝之を清め、且つ其底には水を容れ置くへきものとす、此規定は夜槽（ナイトキユーベル）にも適用せらるへし

五、病人取扱

第廿三條　疾病に罹りたる懲治人は之を院の病院に收容し、醫師の命令によりて全治するまて治療するものとす、食物は醫師の指圖によりて之を給與するものとす。

傳染病に罹りたる懲治人は離隔室に收容すへきものとす、其被服及ひ褥布は患者の全治後若くは死亡後之を消毒し又は燒棄つへきものとす、但其詳細の手續は醫師之を定むるものとす。

傳染病發生したるときは規定に依り警察署に届出て且つ遲滯なく其旨を縣知事に報告すへきものとす。

六、敎誨

第廿三條　院に於ける敎誨は院長之を行ふ、又日曜日及び祭日等には院内に於て大祈禱を行ふ賜暇中の者にあらさる官吏は凡て之に立合ふへきものとす、在院者中の若干人は毎日曜日ワーベルンの町村寺院に參詣すへき者とす、未た堅信禮（コンフイルミーレン）を受けさる懲治人は此町村寺院に於て之を受けしむるものとす。

每朝起床後每夕臥床前院内禮拜堂に於て短時間の唱歌、祈禱會等あり此祈禱會は院長若くは日直敎師之を司るものとす

七、敎授

第廿四條　敎授すへき科目は左の如し、

宗敎論及び經典史
獨逸語
讀書
習字
算術
地理及國史
物理學
圖画
唱歌
體操

授業は半ヶ年每に院長、敎師と協議したる課程并に時間表によりて之を行ふものとす、唱歌及授業の際は讃美歌と共に愛國に關係する歌及び國歌を吟唱せしむへきものとす。

敎科書の撰擇は縣知事之を決定す。

院長は少くとも每週八時間の授業に立會すへし。

懲治人に對する學業試驗を冬半季末に於て施行するものとす、試驗施行の期日は其地の

視學官及び縣知事に通知すへきものとす。カッセル縣學事參事官（シュールラート）は毎年一回院内に於ける學校を視察し、且つ其視察したる狀況を縣廳に報告するものとす。

院内に圖書館を設置するときは適當なる書籍を懲治人に貸與することを得。

院長の指名したる敎師は圖書館を管理すへきものとす。

八、作業

第廿五條　懲治人は絕へす敎師又は主事の監督を承け、學業時間及び隨意遊戲時間を除き終日、日課表により其能力及び体力に適當なる作業をおすへきものとす。

懲治人は病人及び虛弱の者を除きては總て農事、園藝又は家内の作業幷に手工業（クラウソン、カース氏式により）に從事すへきものとす、手工習修の嗜好と堪能とを有するときは懲治人は工場に於ても又主事に從ひ手工の初步を學ひ、退院の後は工匠に就き習業し得へき多少の素養を得せしむるものとす。

懲治人には總て少くとも被服の小補綴（扣鈕の縫附及ひ之に類似の仕事等）をなすには他人の補助を要せさる程の習修を與へさるへからす。

第廿六條　院に必要ある物品は可成的院に附屬する田園幷に工場に於て在院者の手を以て調製せしめさる可らす。

第廿七條　勤勉なる在院兒には院長より會議に於て議定したる額一ケ月に付き一「マルク」以下の褒賞を作業收入及び當該豫算の項目より給與するものとす、此賞與の總金額は豫算に於て定めたる勤勉なる院兒に與ふる賞與の金額を加算して該收入額の三分の一を超過すへからす、而して院兒に給與したる賞與金に對しては貯金簿を給するものとす。

第廿八條　懲治人は主事の監督を受くる時のみ院外に於て第三者の爲めに作業を爲すを得るものとす。

第廿九條　院長及官吏は一日に付き廿五「ペンニー」の賃金を院に仕拂ひ懲治人を農事に使役することを得、但し院吏は其都度院長の許可を受くへし、賃金の計算は院長の證明したる每季證明書によりて爲すものとす。

九、懲治人の義務

第三十條　懲治人は院の官吏に對しては其誰たるを問はす必す其命令に服從し、且つ命令

せられたる事項は必ず實行すへき義務を有するものとす、懲治人は品行を愼み勞作に勉勵し互に兄弟の如く相親睦すへし。

十、罰則

第卅一條　懲治人は行爲を愼み院兒相互と親睦し且つ勞作に勉勵すへき爲に訓諭（ベレールングエルマーチグ）敎成及ひ忠告（コエルワルチング）を加ふるも其効なきときは懲罰を行ふ。

其懲罰は左の如し

一、譴責

二、隨意時間の禁止、遊戯及び散歩の差留院兒に對する談話を禁止すること。

三、第二回朝食又は添食（ウエスベル）に乾麵包を給す

四、別室に監禁して作業を課す。此懲罰は十四歳以下の者に對しては一日以内晝間に限りて之を行ふ、十四歳以上十六歳以下の者には二日以内、十六歳以上十八歳以上の者には三日以内に於て之を行ふものとす。

五、六ヶ月以内面接及ひ信書の發送を禁す

六、一ヶ月以内に限りて時々貯金額を減少せしむ。

七、大さ一珊米以下の棒又は藤の笞杖を以て体罰を行ふ、此鞭撻は十回以下臀部又は背部に加ふるものとす、鐵拳を以て耳を打ち、耳を引き、頤（アゴ）下を衝くこと其他之に類似することをなすへからす。

体罰は授業時間外に行ふときは他の官吏の立會を要す

譴責を課すへき權限は主事も亦之を有す、其他の懲罰は敎授又は院長にあらされは之を科するを得す、四、五、六、の懲罰は院長のみ之を科するを得るものとす。

懲治人に科したる懲罰は別種の帳簿に登載し且つ懲罰を加へたる都度其理由を附し當該懲治人の身分書類に附記すへきものとす。

院長の制定する年報には懲罰の種類に付き科したる回數を掲載すへきものとす。

十一、參觀、接見、及通信

第卅二條　本院は院長の許可あるにあらされは來觀することを得す。

懲治人の兩親又は其他の親族は通常三ヶ月毎に懲治人に接見を許るす、院長は接見上の

監督に關する規定を制定すへきものとす。

懲治人は院長の許可を受くるにあらされは接見者より贈與物を受領するを得す、若し又金錢を贈與せられたる場合は當該懲治人の爲めに之を院の金庫に保管するものとす。

第卅三條　懲治人は三ヶ月毎に其親族若くは後見人に信書を發するを得、其信書に對する郵稅は院の金庫より仕拂ふへきものとす。

懲治人の發送したる又は接受すへき信書は豫め院長の閱覽に供し、其閱覽濟の旨を記載したる後にあらされは之を發送又は渡すへからず、發送又は着達したる信書は當該斑の敎師へも之を參考の爲に示すへきものとす。

十二、退院、逃走及ひ死亡に關する規定

第卅四條　退院は院長よりカッセル縣知事に上申したる上にて之を命す、退院は滿二十歲以上を超ゆ可らず。

第卅五條　廿歲以前に退院したる者にして品行不良なる場合に於ては再ひ入院せしめらるへきものとす。

第卅六條　院長は品行方正なる懲治人を他人の雇人となし、又は工匠の徒弟たらしめんが爲に他家に寄寓せしむることを得、但しカッセル縣の局附參事官（デパートマンラート）か院を巡視したるとき院長及敎師列席の會議に於て本人に關する假退院を承認したる場合に限る、此の如くして退院せしめたる懲治人は雇主又は師匠に對し正當に異存を申込まるへき行爲をなしたるときは院に於て再ひ之を引取らさる可らず、又退院したる懲治人の雇人及工匠か本人を寄寓せしむるに於て不適當ありと認めらるへき事實を發見するときは院長は本人を歸院せしむへきものとす。

院長は前項の處分をなすことを得へき旨を其都度雇主及ひ工匠に告知するものとす、且つ假退院を命せられたる懲治人には其寄寓地に於て本人の品行及ひ勤務に付き監督をなし且つ半年毎に院長に報告すへき者を選定し置くへきものとす。

第卅七條　各懲治人にして退院（本退院又は假退院）を命せられたるときは日曜服及ひ平日服一揃、靴下二對、襯衣、首巾、及ひ懷中手布各二枚及ひ讃美歌附の新約全書一冊を受くへきものとす、院長は授業料の支拂ひ又は他に寄寓せしむる爲めに費用を要するときは

必要なる旅費の外金額九十「マルク」特別の場合に於ては百「マルク」を院の金庫より支出すへき權限を有す。

第卅八條　懲治人にして逃走する時は院長は逃走者を逮捕する爲に必要なる處置を爲すへきものとす特に附近の地方官廳及び郡役所幷に原籍地の官廳に通知し且つ逮捕狀を官報に掲載すへきものとす。

院兒にして逃走したるときは院長は其都度縣知事に詳細なる報告を差出すへきものとす

第卅九條　懲治人死亡したるときは院長は身分帳簿に登錄を受くるか爲め當該官吏に報告書を差出すへきものとす、報告書には左の事項を記載すへし。

死亡の場所、時日、死亡者の姓名、宗教、年齢、住所、出生地及び死亡者兩親の姓名、身分又は職業及び住所

右の事項不明瞭なるときは其旨を明瞭に報告書に記載すへし。

院長は同時に僧侶をして死亡者の親族にも亦其死亡したる旨を通知せしむるものとす。

第四十條　死体を墓地に送致せんとする前在院者を院の禮拜堂に參集せしめ院長は葬儀を行ひ後出棺すへし而して地方僧侶、官吏及び懲治人は墓地に之を送葬するものとす。

第四章　院政

甲、建造物の保存及び警戒處分

第四十一條　院長は建造物及び其各部各室の管理に注意すへきものとす。

第四十二條　院長は豫算定額内に於て建築及び修繕をなすへき權限を有す、但し各個の修繕及び建築の費用か金額五百「マルク」を超過するときに限り郡の土木官吏をして見積檢査及び受渡しをなさしむるを要す。

建築を檢査する際著大なる欠点を發見するときは其旨を縣知事に報告すへし。

第四十三條　院長は火災に對して必要なる警戒をなし又出火の際には消防の爲めに適宜なる處置をなすへし、院長は常に院内に設備せる消防器具の整理に注意し、且つ適當ある官吏及び懲治人をして器具の運用を練習せしむることを怠るへからす。

乙、經濟的需用品及び原料の調達及び使用

第四十四條　懲治人、下級官吏、及ひ使丁の賄に必要なる食物は可成的院に附屬せる地所と牧畜とによりて得へき者にして不足せる分は之を購入すへし、物品の購入は知事の命令によりて隨時に之をおし、又は競爭的契約方法によりて請負人と契約を締結するものとす、但し此契約は縣知事の認可を受くへきものなり、而して院長は納付したる物品の數量が正確にして其品質佳良なるや否やに付ては之を審査するの義務あるものとす。

第四十五條　被服及臥具を調製するか爲めには通常製造人又は商人より原料を購入するものとす。

其製作には可成的懲治人及ひ主事をして之に當らしむるものとす。

第四十六條　薪炭燈油及ひ洗濯の材料は之を直接に商人及ひ生産者より購入するも（此場合に於ては縣知事の認可を受くるを要す）廉價にして且つ品質佳良あるものを調達し得さる限りは食物の如く競爭的契約の方法を以て請負人と契約して調達せしむへし、而して其契約は縣知事の認可を受くへきものとす。

院長は備品簿の記入と其增減を正確に記入す可きは勿論貯藏品の保管に就きても注意すへきものとす。

丙、簿記及出納

第四十七條　書記及ひ出納官吏の簿記と其出納に關しての規定は全く集治監書記及出納官吏に對するものと同一の規定なりとす、此規定は後日發布せられたる規定即ちラーウィットの規則を參照し又出納及ひ計算に關してはドレーグルの參考書を參照すへし。

受入れたる作業賃金表は斑付主事之を調製し而して後院長の閱覽したる就業表によりて書記及出納官吏之を調製するものとす但し院長は適宜の監督をおすものとす。

第四十八條　家族長の勤務に關して集治監の吏長及ひ會計書記に對して行はるゝ規定を便宜に適用するものとす。

第四十九條　家族長は左の記入を爲すものとす。

一、　給養品に關する收入及支出簿。

二、薪炭、燈油及洗濯材料に關する收入及ひ支出簿。

三、被服及ひ臥具に關する帳簿（カンメルブフ）。

四、備品原簿

前項の帳簿に對しては集治監管理に使用するものと同一の形式を使用すへきものとす、但し賄見積書（スパイゼーアラーン）、献立表（スパイゼッエツテル）、食物の品目表に關しては別に形式を定むるものとす。

第五十條　書記及出納官吏は身許保證金二千一百「マルク」を納付すへきものとす、書記及出納吏は金額五百「マルク」以上の金錢は自己一人にて保管することを得す、總て其以上の金錢は院長と兩人にて保管するものとす。

家族長は身許保證金六百「マルク」を納付すへきものとす。

伯林一千八百八十六年七月廿二日

内務大臣　代理

ヘルフルト

ペンシルヴアニア感化院制度

第一章　管理員會

第一條　管理員會總裁は管理員會の會議を整理し管理員會の爲めに其の事務に關する通信を接受し及之を準備する機關となり又委員及職員か管理員會の議決事項を誠實に執行せるや否やを監督すへきものとす。

總裁の在らさるときは副總裁代りて其の任務に當るへきものとす。

第二條　書記は管理員會の經過を筆記し且同會の爲めに要する書類を準備すへきものとす書記は又管理員會の帳簿及記錄を保管し各管理員に對して同會の開會を通知し又其の各部の委員に選任せられたるときは其の選任及其の在職期間の通知を爲すへきものとす。

第三條　管理員會總裁は毎年五月第一月曜日に開かるへき通常會に於て左の常置委員の擇任を爲すへきものとす。

執行委員
財務委員
農事委員
供給委員
教育規律委員
建築委員
工業委員
會計檢査委員

各部委員ハ其の過半數の人員を以て其の部の事務を執行するに足るへき定員と爲すものなり。

第四條　管理員會の通常會は毎年四度ワシントン郡モーガンザ市當該感化院に於て之を開くへきものとす其の時期は十月一月四月及七月の各第二月曜日なり又其の臨時會は總裁（又は其の在らさるときは副總裁）に於て適當ありと認めたるとき並に管理員二名より要求ありたるときは之を招集すへきものとす、（斯くして開くへき臨時會の時期及場所は之を招集する者の定むる所に從ふものなり）

第五條　各部委員の報告は書面を以て之を爲し過半數の人員の署名すへきことを要す。

第二章　執行委員

第一條　執行委員は管理員會、總裁、同副總裁、書記、各部常置委員の委員長、及其の月の巡視委員、其の他適當と認むへき管理員より成立するものあり。

各部常置委員の委員長は出席し能はさる場合に於ては何時にても其の委員中の他の者をして代りて出席せしむることを得へきものとす。

第二條　執行委員は書記一人を選任し之を以て常置委員全體の書記として其の事務を執らしむへし。

書記は執行委員會の經過を詳密に筆記し復委員に選任せられたる者に對して其の選任の通知を爲し（復委員とは第一次の委員に依りて選任せられたる第二次の委員なり）其の他命せらるへき事務を施行すへきものとす。

第三條　執行委員會の經過は管理員會の通常會に於て詳密に之を報告すへし。

第四條　執行委員に屬する常務の施行に關しては五人を以て定員と爲す。

第五條　執行委員の臨時會は委員長の意見に依り又は委員二名の要求に依りて之を招集すへきものとす。其の時期及場所は招集する者の適當と認むる所に從ふものなり。

第六條　執行委員は管理員會の指揮監督の下に立ち感化院に關する一般管理の責に任すへきものとす。

第七條　管理員會副總裁は執行委員會の委員長となり其の會議を整理すへきものとす。

第三章　財務委員

第一條　財務委員は管理員五名を以て成立するものなり。

第二條　財務委員の職務とする所は感化院の財務の情勢に留意し其の經費を支辨するに必要ある資金を供給すへきに在り。

第三條　財務委員は管理員會に對して三箇月毎に感化院の財務の實況に關する報告を爲すへきものとす。

第四章　農事委員

第一條　農事委員は管理員三名より成立するものにして管理員會に對して農事上に關する總ての責任を有すへきものとす。

第二條　農事委員は感化院構內の土地を管理し之に道路、芝生、障壁、及其の他の裝飾を施設すへきの責任を有す。

農事委員は農事に關する供給物例へは種子、灌木、樹木、葡萄樹、器具、機械、家畜等の購買に關して指揮を爲すへきものとす。

第三條　農事委員は農夫と共に圃圃の管理に關する責任を有するものとす。

第五章　供給委員

第一條　供給委員は管理員五名を以て成立するものなり、

感化院の爲にする購買及其の契約は供給委員の指揮の下に感化院長之を爲すへきものとす但購買又は其の契約に係はる價格か一千弗を超過する場合に於ては執行委員の許諾を

得ることを必要とす。

感化院長は毎月其の次月に於て感化院の必要に應すへき供給物の請求を供給委員に呈出すへし而して其の請求にして供給委員及執行委員の許諾を得たるときは感化院長ゐ其の購買を爲すことを得へきものとす。

第二條　供給物に關して感化院に對する手形又は其の他の方法を以てする代價の請求は凡て之を供給委員に呈出すへし供給委員之を審査したる後其の正當なることを認めたるときは其の事由を詳記し之を執行委員に送附すへし而して執行委員に於て亦其の正當あることを認めたるときは預金保管者に向つて仕拂命令を發すへし其の仕拂命令には執行委員長及書記の署名を要すへきものとす。

第六章　教育紀律委員

第一條　教育紀律委員は管理員會總裁の選任したる五名の管理員より成立するものなり」

教育紀律委員は管理員會の爲に感化院に於ける教育及紀律に關する監督を負擔すへきものとす。

凡て教育及紀律の方法は感化院長より之を教育紀律委員に通知すへし教育紀律委員の許諾又は許諾を得さる教育又は紀律の方法は感化院に於て之を施行することを得さるものとす。

第二條　教育紀律委員は感化院の各部に於ける紀律及教育を實行するに適當なりと認むへき諸種の職員を執行委員又は管理委員會に推擧すへきの職務を有し且感化院長と協議して宗教上の儀式を執行すへき時間を定め其の他總て管理員會の爲に感化院に於ける宗教的教育を監督するの責に任すへきものとす。

第三條　教育紀律委員は管理員會の爲に感化院各部及其の圖書館の用に供すへき必要の書籍を調査すへきものとす而して在院者の用に供する爲め各部に於て必要なる書籍に關しては感化院長と之を協議し又圖書館の狀況に關しては毎年一回之を管理員會に報告すへきものとす。

第四條　凡て書籍は教育紀律委員の許諾を得るに非されは之を圖書館に貯ふることを得す感化院在院者は感化院長の指揮に從ふて圖書を閲覽することを得へし又感化院に收容す

へき新聞紙及雑誌は豫め之を院長に呈出すへきものとす。

圖書館の書籍の責に任すへきものは書記にして教科書の責に任すへきものは教師あり。

第七章　建築委員

第一條　建築委員は管理員五名を以て成立するものにして管理員會又は執行委員より命せられたる修繕及改築を監督するの責に任すへきものとす。

第二條　經費二百弗を超過せさる改築は建築委員に於て之を命することを得へきものとす。

第八章　工業委員

第一條　工業委員は管理員五名を以て成立するものにして其の職務とする所は管理員會に於て採用したる工業的計畫を實施するに當り在院者に課すへき勞働に關して感化院長と協議を遂げ又は之に注意を與ふへきものなり。

第二條　工業委員は在院者の使用上に於て適當と認めたる勞働は其の種類の何たるを問はす（農事上の勞働は之を除く）之を加入するの職權及製作場に於て在院者を教授するに當りて必要と認むへき補助員は之を推擧するの職權を有するものとす然れとも凡て工業委員の意見は執行委員の許諾を經るに非されは之を實行し得へきにあらさるなり。

第三條　工業委員は製作場の管理上其の歳計の損益に關して責任を有すへきものとす

第九章　巡視委員

第一條　巡視委員は二人より成立するものにして各管理員をして交代して之に當らしむるものとす第一回の委員中の第一人は委員長として一箇月間之を勤め其の第二人は二箇月間之を勤むるものにして第二箇月には代りて委員長となるあり斯くして毎月委員中の一人は退任し之に代りて委員とある者は其の次の二箇月間之を勤むることゝし委員の地位は管理員中に於て「イロハ」順を逐ふて循環するものあり而して委員中の各員は其の勤務中の第二箇月は委員長となるものとす。

第二條　巡視委員の職務とする所は火曜日毎に交番して感化院を巡視し且必要と認むるときは屢〻之を巡視すへきこと、執行委員の規定を遵奉して感化院長と協議を爲すへきこと感化院に收容すへき兒童を檢查し且之を收容したるとき受取りたる入院狀を調查すへきこと、及執行委員の爲に其の爲すへき事務を準備すること、是なり。

第三條　巡視委員中の一人若し事故の爲に感化院を巡視すること能はさる場合に於ては他の管理員をして代りて之に當らしむることを要す。

巡視委員は其の視察したる事實中に於て必要と認めたるものは之を執行委員に報告すへきものとす。

第四條　凡て入院を言渡されたる兒童ありたる場合に於ては巡視委員は其の兒童の法律上の住所に關して精密なる調査を遂くることを要す是れ其の最後に住所を有せし郡をして之が經費を負擔せしむるの必要あるを以てなり。

第十章　職員

感化院の職員は左の如し

院長	一人
書記	一人
幹事	一人
機關師一人及補助員二人	
醫員	一人
病院主事	一人
大工	一人
夜番	二人
裁縫師	一人
料理人	一人
麵包師	一人
音樂師	一人
製靴師	一人
家族長	三人
農夫	一人
補助員	一人
牧畜者	四人

園丁	一人
書工	一人
火夫	一人
裁縫師（女子）	一人

男生家族的生活練習部

一等職員	一人
二等職員	一人
家族長	一人

女生部

女生取締長（メッロン）	一人
教師	二人
裁縫師（女子）	一人
料理人	一人
洗濯婦	一人
刷毛工場の監督者	一人
機關師	一人
書の番人	一人
夜の番人	一人

第一條　管理員會は其の例年の會合に於て院長を選任すへきものとす

第二條　幹事隣員及男生部の家族長は管理員會の隨意に任免し得る所のものにして之を辭任せんとする者は三箇月前に其の申立を爲さゝる可からざるなり。

管理員會は辨護士二人を選定すへきものとす。

第三條　管理員會は教師を選任し其の他執行委員か感化院各部の爲に必要なりと認めたる職員及被用者を選定すへきものとす而して之を辭任せんとするものは少くとも一箇月前に其の申立を爲さゝる可からざるなり。

第四條　執行委員は上文に於て列擧したる職員以外に於て其の必要ありと認めたる場合に

於ては下級の職員及被用者を選任することを得へきものとす而して之を辭任せんとするものは一箇月前に之を院長に申立てさるへからさるなり。

凡て辭任の申立は書面を以てして之を院長に呈出すへし而して院長は又之を執行委員長に送附すへきものとす。

第五條　凡て第二條第三條及第四條の職員の選任は各々其の主務の委員の推擧に依り院長及執行委員の之に許諾を與へたるものあることを要す。

第六條　職員の職務にして本規則及各常置委員の規程に依りて一定せさるものは凡て院長の職員及被用者に對して指示する所に依りて定まるものとす。

第七條　常置委員の規程に依りて其の職務の一定せる職員は左の如し。

農夫及補助農夫

右は農務委員の規程に依るものなり

第八條　院長は管理員會及各種の常置委員會の閉會の場合に於て之が代表者と看做すへき者なるを以て職員及被用者は凡て院長の命令に服從せさる可からす而して院長は感化院各部に關する重要なる事項は執行委員の例會に於て凡て之を報告すへきものとす。

第九條　院長は職員又は被用者の非行を爲し職務を擴廢し又は命令規則に違背したる場合に於ては之を免黜し他の者をして假りに其の地位を充さしむるの職權を有す但之と同時に其の事情を執行委員に報告すへきものとす。

職員又は被用者の其の職務に不適當なる場合に於ては院長は其の主管の委員の內命若くは許諾又は執行委員の內命に依るにあらされは之を免黜することを得さるものとす。

第十條　感化院職員の給料は管理員會に於て隨時適當と認むる所に依りて定まるものとす

第十一條　凡て職員又は被用者は此の規則及規程に從ふて其の身を處し且常に其の言行を愼み以て他人の模範と爲ることを期せさる可からす。

第十二條　職員又は被用者は感化院に關係を有する間は決して「アルコール」性の飲料を搆內に引入れ又は之を飲用することを得さるものとす。

第十三條　凡て感化院搆內に於て使用せらるゝ者は其の何人たるを問はす每朝笛聲の信號と共に起くへし但院長より免除を得たる者は此の限に非す。

第十一章　感化院長の職務

第一條　院長は感化院構内の土地建築物其の他の財産一切の管理の責に任し凡て感化院に於て職員として使用せる者を指揮監督し其の過失は之を執行委員に報告すへきものとす又管理員會に於て制定したる規則及規定の實施を監視し管理員會の閉會のときは感化院の各部の執務上に關して之を代表すへきものとす。

第二條　院長は假出院を得たる在院者を監督せる各箇人と通信を爲すへきものとす又假出院を許されたる在院者に關する記録は出來得る限り之を保存することを要す

第三條　院長は其の管理の下に在る各在院者に關する詳細の記錄を爲すへきものとす在院者の氏名、年齡、履歷、人相、入院の年月日、之を入院せしめたる者、入院の際の事情、出院の年月日、出院の方法、其の他必要と認むへき事項は盡く之を記入することを要す。

第四條　院長は在院人に關する書狀往復の責に任すへきものにして受取りたる書狀は總て之を保管し發送したる書狀の謄本も亦之を保存することを要す。

院長は院内の秩序及規律を保持するに必要ある限度に於て刑罰を加ふるの職權を有す但特別ある場合に於ては之を教育紀律委員に報告すへきものとす。

院長は在院者の父母後見人又は親族にして訪問の許可を得たる者の氏名を「イロハ」順に排列したる帳簿を製し其の訪問の時日其の他必要と認むへき事項は之に記入すへきものとす。

第五條　院長は感化院の經費に關して精確なる會計を爲すへき責任を有するものにして各郡をして負擔せしむへき在院人の數は三箇月毎に之を執行委員に報告し又管理員會に對しては毎年十月一月四月及七月に於て感化院に關する詳密なる報告を爲すへきものと

す。

院長は其の必要又は便宜と認むる所に依り各職員の間に事務を分配すへき規定を制定し之を管理員會に呈出して其の認可を受くることを要す。

第六條　院長は身親から感化院搆内を巡視し又は其の補助員をして代りて之を行はしむること毎週二度なるを要す必要塲合に於ては更に其の度數を加ふへきなり又院長は執行委員の許諾なくしては決して夜間感化院搆内を出つることを得さるものとす。

第七條　在院人の看護教育及紀律を司れる職員の職務にして常置委員に於て未た其の規定を設けさるものに關しては院長に於て總て之を規定し教育紀律委員に呈出して其の認可を得ることを要す。

第八條　院長は日誌を製し重要なる出來事は總て之に記入すへし。

院長は在院者の員數に關する張簿を置き在院者は如何に使用せらるゝや、出院したる者幾何、又如何なる事情の下に出院せしや、在院者の爲に購入したる供給物の說明、其の他必要と認むへき事項を記入し執行委員會の開會毎に之を呈出すへきものとす。

第九條　感化院の職務に從事するにもあらす又法律に依りて入院を命せられたるにもあらすして此の搆内に滯留したる男女は其の晝間たると夜間たるとを問はす院長より其の氏名を巡視委員に報告すへきものとす。

第十條　院長は毎月感化院に於て必要と認むへき物品の目錄を作り之を供給委員に送附すへし供給委員は次期の會合に於て之を審議すへきものとす。

第十一條　院長の管理員會より命令せられたる事務は其の種類の何たるを問はす直ちに之を執るへきの注意を怠る可からす但其の命令か茲に規定したる職務の執行と相容れさるものなるときは此の限に在らす。

第十二條　院長の疾病、不在、又は死亡の時は書記代りて其の職務を執行すへきものとす。

第十二章　農夫の職務

第一條　農夫は農事委員の監督の下に農事の管理を爲すへきものにして其の指揮せられることは注意して之を實行すへきものとす。

第二條　農夫は農事に使用すへき家畜、器具、及機械其の他農產物にして未た使用又は賣

却せられさるものに對し總て其の管理の責に任すへきものとす。

第三條　感化院の田圃の所在地に於ては未た適當なりとして知られざる所の耕作方法に關しては農夫は農事委員の許諾なくして之を實行することを得さるものとす。

第四條　農夫は農産物に關して精確なる記錄を爲すへし農産物及家畜の既に送出したるものと尚其の手に存するものとの區別は何時にても之に依りて一目瞭然たらしめさる可からす。

農夫は農事上に關する記錄を爲し收穫の豐凶及其の原由等は詳細に之を記入すへきものとす。

第五條　感化院に於て農産物を使用するの必要あるときは農夫は之を管理員會幹事に引渡すへきの義務を有するものとす。

第六條　農事委員の不在のときは農夫は日々の事務上に關して感化院長と協議を遂け其の日の農事を營むに必要なるへき員數の在院者を引受くへきものとす。

在院者の農事上の動作にして農夫の意に滿たさるものあるときは農夫は直ちに之を其の主任の職員に告け且其の日の終了に於て總て之を院長に報告すへきものとす。

第七條　感化院に於て必要を見さる所の農産物に關しては執行委員の命に依りて院長より請求あるまては農夫に於て之を保管すへきものとす。

第十三章　補助農夫の職務

第一條　補助農夫の職務とする所は農夫より課せられたる事務は直ちに之を執行すへきに在り。

第十四章　來訪醫員

第一條　醫員は感化院より要求ある毎に之を來訪し職員の疾患ある場合には之に醫療上の注意を與へ在院者一般に對して種痘を施こし又食物其の他一般の衛生上の規程に關して必要と認むへき事項に就て其の意見を述ふへきものとす。

第二條　醫員は感化院内に起りたる疾病及死亡に關する記錄を爲し巡視委員に之を報告すへきものとす。

第三條　醫員は毎年一回管理員會に報告を爲すへきものとす。

第十五章　勞働及教育

第一條　在院者は之をして勞働に服せしむへし而して其の勞働の種類は其の感化院を出つるの後生活の路を得るに足るへき職業を選ふへきものとす。

第十六章　在院者

第一條　在院男生は女生の在寓せる建築物又は其の近傍の地域に往來することを得す但男職員と同伴したるときは此の限に在らす。

第二條　在院女生は男生の在寓せる建築物又は其の近傍の地域に往來することを得す但女生の防護を爲すに足るへき員數の女職員と同伴したるときは此の限に在らす。

第三條　在院人は院長の許可を得るにあらされは如何なる口實あるに拘らす適當なる職員と同伴するの外は感化院構內を出つることを得す又其の監督主任の職員の許可を得るにあらされは其の在寓せる建築物に接近したる運動場の境界線の外に出つることを得さるものとす。

第十七章　職員に關する雜則

第一條　各建築物內に於て勤務すへき職員は院長の許可あるにあらされは他の建築物內に往來することを得す

第二條　職員は院長の許可あるにあらされは日沒後其の屬する所の建築物を離るゝことを得す又何時たるを問はす院長の許可なくして感化院構內を出つることを得さるものとす。

第三條　各建築物の管理の責を有する職員は其の建築物內に外來者の入ることを許す可からす但院長又は感化院本部の職員より參觀券を附與せられたる者は此の限に在らす。

第四條　凡て感化院の職員は其の執務時間內は全身の精力を竭くして其の管掌すへき事務に當るへきものとす或口實の下に職務以外の書籍を讀む爲め時間を費すことあるへからさるなり。

第十八章　雜則

第一條　訪問者は院長又は管理員の許可を得て職員の面前に於てするにあらされは在院人と談話を爲すことを得さるものとす。

在院人の父母後見人又は近親の者は執行委員に於て制定せらるへき規程に從ふて二箇月

に一回訪問を爲すことを得へきものとす。

第二條　在院人は總て通信又は寄贈物を收受することを得す但其の善行の報償として院長を經由して來りたるものは此の限に在らす。

在院人より發し又は在院人に送りたる書狀は總て院長の檢閲を經へきものとす。

第三條　院長及職員は在院人をして其の身體を清潔にし其の健康を保持せしむる爲め常に之か注意を怠る可からさるものとす。

第四條　員外の人は日曜日禮拜に參列するを得へしと雖禮拜の終りたる後尙員内に止まり又は在員人と談話を爲すを得さるものとす。

第五條　將來此の規則及規程に改正を爲すの必要あるときは先つ之を管理員會の通常會に提出し次期の通常會に於て出席員三分の二以上の同意を得るにあらされは其の改正は成立せさるものとす。

第六條　感化院各部の會計は其の部の主管たる委員又は院長又或は管理員よりして常に之を公衆の閲覽に供すへきものとす。

第十九章　出院狀に依る假出院

第一條　在院人に對して其の父母又は故舊の監督の下に假に其の出院を許すへきときは三箇月を一期として其の成績の如何を試驗すへきものとす但執行委員に於て特別に其の期間を定めたるときは此の限に在らす。

第二條　假に出院することを許されたる在院人は院長より出院狀を受取るへし出院狀には假出院の期間の終了すへき期日、在院人を引受くへき者の氏名、及其の期間内在員人の從事すへき職業を記載すへきものとす。

第三條　出院狀に記載せる期間の終了したる時は在院者は之を院長に届出つへき者とす。

前項の場合に於て其の期間内在院人の品行良好にして院長の意を滿たすに足るときは院長は更に次期の出院狀を附與すへし斯の如くにして幾回となく出院狀を更新せらるへきものとす。

院長に於て出院狀の還附を命したる場合に於ては在院者は直ちに感化院に復歸せさる可からす而して斯る場合に於ては院長より之を執行委員に報告して其の許諾を求むへきも

のとす。

第四條　在院者にして出院狀に記載せる期間の終了したるときに之を届出つることを怠りたる者は之を逮捕して感化院に復歸せしむへきものとす。

第五條　院長は特に帳簿を備へ置き之に記入するに出院狀を附與せられたる者の氏名出院狀に明記せる期間、及在院人の監督に當るへき者の氏名を以てすへし而して在院人が出院狀に於て命せられたる届出を怠りたる場合に於ては院長より直ちに之を巡視委員に報告すへきものとす。

第六條出院を許されたる在院人にして遠隔なる父母又は故舊の監督の下に在る者は院長に對して書狀を以て届出を爲すことを得へし而して其の成績良好なるときは更新したる出院狀は郵便を以て送附せらるへきものとす。

獨逸救兒法抜抄

獨逸救兒法抜抄　（千八百七十八年三月十三日より施行

第一條　何人を問はず滿六歳以上滿十二歳未滿にして處罰行爲をなせるときは行政上之を特別家庭若くは養育院又は感化院に収容することを得但し所罰行爲の性質幼者の兩親又は其他の養育者の自分及び其他生活上の点より敗徳を防くに必要ある場合なるを要す

第二條　強制敎育救助は後見裁判所が証左と認むへき事實中に於て第一條要件の開始を決定し救助を必要と宣告したるに依りて初まる

第七條　各地方團体は後見裁判所の決議に基き此法律に適應する方法を以て將來頒布せらるへき施行細則（第十三條）に從ひて救助をおすへき義務あるものとす、各組合は監視規定を設け又必要の場合には强制敎育滿期者をして相當の生業を得せしむる樣注意すへし

決定後見裁判所々在地の市町村團体は救助の義務を有するものとす

第八條　刑法第三百六十二條に示されたる人々の留置場若くは病者、白痴者、浮浪者及ひ

不具者の收容場に於て孤兒の救助をなすことを得す

第十條　強制教育權は第五條の場合に於ける收容決議停止を除き左の場合に於て止むものとす

一、幼者か滿十六年に達したるとき

二、強制教育免除の決議ありたるとき

責任を有する市町村團体は他の方法にて強制教育し達せらるへき事實を認め若くは此目的か達せられたる場合にありては直ちに其免除を決議すへし若し疑の存する場合にありては該團体より取消免除書を付して強制教育權に妨けなからしむへし

兩親若くは祖父母、後見人又は扶助者にして強制教育の目的か他の方法に依て達せらるへき理由を以て其免除を申請し此申請に對し市町村組合に異議あるときは後見裁判所は申請者を召喚し之か判決を與ふへし、申請拒絶の判決に對しては申請者に於て、免除判決に對しては團体に於て抗告の權を有するものとす、而して抗告は一週間以內に後見裁判所に於て之をなすへし但し期間延長の効力を有す

拒絶を受けたる申請は六ヶ月を經過せされは更におすことを得す

特別の場合にありて強制教育權は責任を有する市町村團体の申請に依り後見裁判所の決議を經て幼者が滿十八年に至るまて延長するを得但し該教育の目的を達するに右延長の必要あさらる場合は此限りにあらす

第十二條　第七條に示せる市町村團体は教育及ひ感化院を公設するを要す、但其機會あらさるときは特別家庭、協會、私立院若くは公立院と合同して孤兒の救助をなすに勉むへし

幼者を家庭若くは院內へ引渡すに依り及ひ此際必要なるへき法定第一支度金並に免除者の歸行に關する費用は幼者が扶助任地となすへき其地の貧民組合の負擔とす此他衣食住費教育費並に強制教育滿了の際に於ける手當の費用は前記組合の負擔とす但し幼者自身の財產若くは民法上の養育義務者より徵收し得へき場合は此限りにあらす

市町村團体は之が爲め本條第二項の義務支出の半額を國庫より扶助せらるゝものとす該額は每期各組合と交涉の上總額として確定され若し交涉の成らさる場合にありては年々前年度の支出費用を精算して內務大臣より之を確定せらるゝものとす

幼者自身の財産又は民法上の養育義務者より費用を徴收せんか爲め內務大臣は市町村團體の意見を聞き院內救助に關する總額を決定するものとす

第十三條　此法律に依て市町村團體に歸せる行政事務並ひに設立せらるへき敎育及ひ感化院管理に關する細則は當該組合會議か頒布すへき特別規定に依て定まるものとす

此規定は幼者の收容、取扱、敎育及ひ免除に關しては內務、宗務、文部及ひ醫務大臣の認可を要す

私立院に關しては從來の規定に從ふへきものとす

31/16/36

複製不許

明治三十三年一月五日　印刷
明治三十四年一月八日發行

※定價並製七十五錢
※同　上製九十　錢

東京市京橋區采女町二十四番地
發行者　福永文之助
橫濱市太田町五丁目八十七番地
印刷者　村岡平吉
東京市京橋區采女町二十四番地
發行所　警醒社書店
電話新橋（一五八七）
橫濱市山下町八十一番地
印刷所　福音印刷合資會社

다3Y74

○不良少年感化事業　留岡幸助著　定價二十錢　郵稅四錢
○慈善問題　同二十五錢　同四錢
○監獄改良　同十錢　同二錢
○英國今日之社會　片山潜君著　同五十錢　同八錢
○外交官領事官制度　原敬君著　同二十錢　同四錢
○實驗上の宗教　片岡健吉。江原素六。三好退藏。世良田。外數氏　同三十五錢
○日本と露西亞　島田三郎君著　同三十錢　同四錢
○立志の源泉　平瀨龍吉君著　同四十錢　同六錢
○露清關係　大坂毎日新聞記者編　同三十五錢　同六錢

○英雄崇拜論　住谷天來君譯　定價五十錢　郵稅八錢
○宗教研究　岸本能武太君著　同四十錢　同六錢
○論理宗教時論　同四十錢　同六錢
○興國史談　内村鑑三君著　同五十錢　同四錢
○警世雜著　同三十錢　同四錢
○宗教坐談　同三十錢　同四錢
○修養錄　松村介石君著　同四十錢　同四錢
○天道　同十五錢　同四錢
○人道　同十二錢　同二錢
○アブラハム倫古龍　同二十錢　同四錢

○右之外數百種あり目錄御入用の御方は貳錢郵券御送附あれ

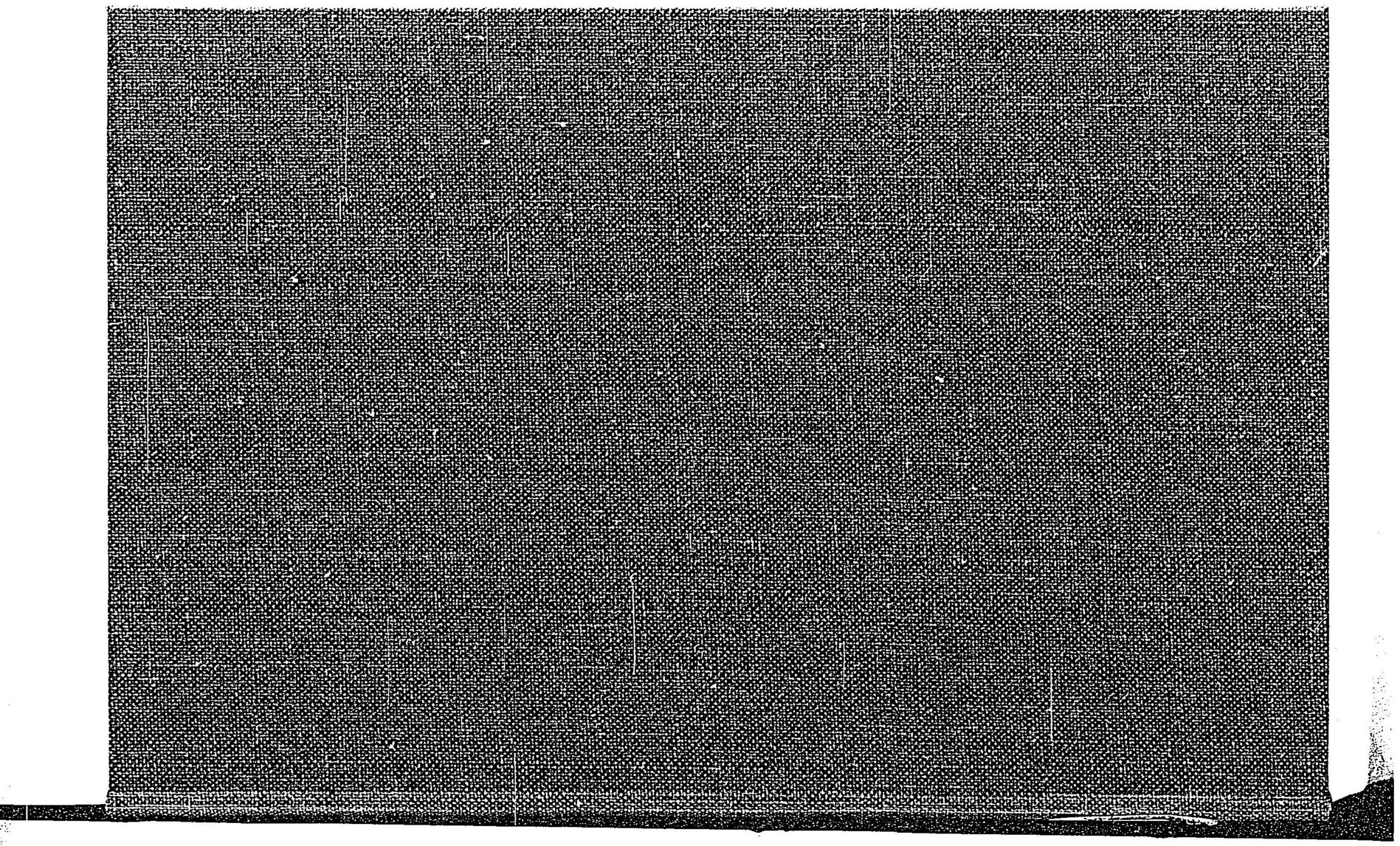

298
1
禁複写

037223-000-3

298-1

欧米感化法

警醒社

M34
BBT-0025